

明治初期の華族社会における妾

森 岡 清 美

I. 問題の所在

およそ系図には、親子関係の世代的な繋がりを記録することに最大の関心があるものと、家系の継承を記録することに第一次的関心があるものとがある。先祖から子孫へと一系に伝えられる「家」がモデルとされた時代の日本では、系図といえば後者の家系図を意味した。親子関係を記録するためには、子の両親が誰であるかを記録しなければならず、おのずから夫婦関係（および子をもたらした男女の結合）が記録されることになるが、これにたいして、家系図では誰から誰へ家系が継承されたかの記録が重要であるから、家督や跡目を相続した者（ふつう男子）を主体とし、配偶者は付隨的にしか記載されない。なかには配偶者なしで後継者たる実子をえた、まるで無性生殖のような親子関係を示す場合がある。近代の華族の系図にはこの種の例が少なくないことは、試みに『平成新修旧華族家系大成』（霞会館）を繙くだけで判然とする。

系図のうえで一見無性生殖のような親子関係が現出する背後に、妾が存在した。「無性生殖」の子は妾腹の子である。家長の名の脇に夫人として正式の配偶者が併記されている場合でも、親子関係を示す縦の線は、夫婦を結ぶ横の線からではなく、家長から直接つぎの家長に下りており、縦線から派生した横線が次世代の家長のきょうだいをまとめて彼らの父、つまり家長に結びつけている。この縦横の線からはみ出した形の夫人は、家長の配偶者としてこの子たちの「母」であるが、みんなの生みの母であったかどうかは分からぬ。家系図に登載されることのない妾が、生みの母のなかに混じっているかも知れないからである。

娶妾^(註1)は一夫一婦の倫理に悖り、人格の尊厳、両性の本質的平等の原則から外れた、公序とはいわぬまでも少なくとも良俗に反する行為として、これを厳しく排斥するのが現代人の常識である。しかし、娶妾が背徳ではなく習俗であった時代そして社会が、かつて日本にあった。本稿は現代人の常識を暫く脇に置いて、娶妾が習俗であった時代そして社会を対象に、娶妾の実態に肉薄することを目的とする。

娶妾は家父長制社会の強者（政治的・経済的・社会的に優越した階層の男性）にとって、自分本位の弾力的な運用の可能な、利便性の高い制度であった。彼らにとってのメリットを具体的に挙げるならば、家の政治的・経済的・社会的地位を選考の第一基準として人選される妻とは対照的に、自分自身で気に入った女性を選ぶことができる（註²），性サービスを含む身辺サービスを確保し、さらには性サービスにヴァライエティを加え、かつ後嗣たる男子を確保する手段となること、気に入りの妾との間に情緒的欲求の充足をも達成できること、妾の貴い受けには親族関係の追加や改編を伴わないから、妾がいてもさらに若い女性を追加して抱え、他面、気に入らなければ「暇を出す」ことが容易であること、などであろう。そこに、この制度が男性に与える選択性・任意性・事態適合性、換言すれば、利便性に加えて情緒性が現れている。

以上は娶妾当事者にとっての個人的メリットである。さらに、彼を家長とする家にたいして、娶妾は後嗣たるべき男子を確保させたばかりでなく、後嗣を欠く一族の家々に養子を提供して一族の持続と繁栄に貢献する可能性を拡大した（註³）。また武士団では、忠誠心を妻側の一族に奪われる危惧のある娶妻と対比して、その危険性の乏しい娶妾は有利であった（註⁴）。さらに、江戸期の大名家の活力が「其才智決して尋常一様の人物に非ざる」妾所生の嗣子によって保持された面も看過できない〔慶應義塾1960：16〕。

娶妾はその時代の婚姻制度の攪乱要因というよりも、むしろその補完要因として機能した。まず、「妾に子あらば妻に子なくとも去に及ばず」との『女大学』の説を引用するまでもなく、子孫確保について娶妾は娶妻の機能を補完したばかりでなく、婚姻関係についてもその一部を補完あるいは全部を代替するものであった。家の要請のもとに宛がわれた妻との間ではしばしば欠如する情緒的欲求充足が、気に入りの妾との間で達成されるとすれば、娶妾は家父長制社会における位座本位の婚姻制度への矛盾緩和装置であったとさえいえるだろう。

そのように考えれば、娶妾は男性個人にとって都合のよい制度であったばかりでなく、家や一族にとっても、また婚姻制度にとっても有用な機能を果たしたことになる。その上、社会的役割が生得の地位によってきびしく限定された時代に、比較的低い階層の女性とその親兄弟が地位の上昇をかちうるほとんど唯一のチャネルは、社会的地位の高い人の妾になると、そのような妾を送り出すことであったこと（註⁵）を考えれば、「家」の理解と家父長制社会における婚姻の理解のために、娶妾の実態究明は避けて通れぬ課題といふことができる。

ここでいう娶妾が習俗であった時代とは、旧幕時代の慣行が持続されていた明治初期であり、社会は華族社会である（註⁶）。現代日本から振り返ってみれば、どの時代かにこの民俗が崩壊したはずであって、結論を取り取りしていえば、明治中期に揺らぎ始め、後期に至って解体に向かった。このような展望のもとに、明治初期の華族社会における妾の究明に取り掛かりたい。

娶妾が華族社会の習俗であったのなら、この身分社会の地位からみて、国の法制が妾を規定していたはずである。そこで、明治初期の法制度のなかで妾がどのように規定されたか、また娶妾習俗の揺らぎをもたらす方向で規定がどのように改訂されていったか、をまず点検することとする。つぎに、当時の華族社会では娶妾がどのくらい広く行われていたか、またその実態はどのようなものであったのか、要するに習俗が揺らぐ直前の娶妾の実態を、上記では強調しなかった逆機能面を含めて、探ることとしよう。

II. 妾の法的地位の推移－新律綱領から新制の刑法へ－

(1)新律綱領下の妾

荻生徂来（1666～1728）が『政談』（巻之四）のなかで、「妾というものはなくて叶わざるものなり」と支持した娶妾の習俗は、召使への妾の地位の下落を伴いながら根強く存続していた〔石井1961〕。維新政府はこの習俗を廃り所として、明治3年（1870）12月制定の新律綱領（布告第944）に妾を含んだ五等親図を掲げたが、妻妾をともに夫の二等親（夫は妻妾にとって一等親）に列したのは、養老令の五等親属制に倣ったものである。法制定者がモデルとした妾は、明治2年の東京府戸籍書法が前提したような召使の筆頭に位置する妾ではなく〔篠塚1995：45〕、嗣子を産み戸籍法下の戸籍にも登載されるような妾であったと推測される。とにかく妾の地位はこれによって飛躍的に高まり、妻同様の配偶者と公認されたのである。

夫にとって妻の産んだ「子」は一等親、妾の産んだ「庶子」は三等親という格差が設けられたが、庶子は父にたいして妻の子同様に当然親族関係に立つものとして、父の戸籍に登録された。妾を妻と並ぶ配偶者と定めれば、妾もまた法制度の囲いのなかに閉じこめられて貞操の義務を負うのみならず、夫の寵愛を妻と競うことにもなり、夫にとっては従順で忠実な妾の奉仕を確保することができた。したがって、妾の地位を高め相対的に妻の地位を貶めたこの新令は、妾を保護するものというよりは、妾の夫を保護するためのものであった、とみることができる。なお、娶妾は当事者の「双方許諾」のみで成立するにたいして、娶妻には「結納の取替と婚姻の礼」が前提されており、妻と同じく妾も配偶者として認められたといつても、インフォーマルな家内的関係とフォーマルな社会的関係という差異が、両者の間に壁として存在していた〔石井1974：222～224〕。

妻と妾がともに二等親となれば、妻離縁後あるいは死去後、気に入りの妾を本妻に引き直すことは不可能ではなくなる。しかし、華族の妻は華族から迎え、妾は華族からではなく士族もしくは平民からとる、という慣習が確立しており、そのため、妻にしてよい女性でも出自が低ければ妾として貰い受けるというのが婚嫁の実態であったならば、妻妾とともに二等親と定められても、かつて徂来が断言したとおり（『政談』巻之四）、妾であったものを妻に直

すことは許容されないだろう。ところが明治4年8月、太政官布告第437によって、「華族ヨリ平民ニ至ル迄互婚姻被差許候条双方願ニ不及其時々戸長へ可届出事」と達示された後、この布告の効果として、「婚儀を整え」れば妾を本妻に改めることができることが公認されることになった〔堀内1973:229〕。

上記・婚姻自由令の公布よりも4ヵ月前、明治4年4月に戸籍法が公布（太政官布告170）され、戸籍表の雛形も示された。同戸内の親族を書き上げる列次の順を示す雛形は、親族名称を網羅しているようにみえるが、よく見ればそのなかに妾が含まれていない。そこで、二等親とされた妾の記載順位が問題となり、関係官庁による1年ほどの審議の末、明治6年8月に至って「右（私註妾）ハ妻ノ次ニ掲載候様可致尤父ノ妾ハ母ノ次祖父ノ妾ハ祖母ノ次へ認可申事」〔外岡1967:95〕と決まった。このとき、続柄の記載法についての大蔵省から式部寮への商議にたいして、戸主が本妻の子であるときは父某の妾、祖父某の妾と記載し、戸主が妾腹の子であるときは父の妾を庶母、祖父の妾を祖庶母と記載するよう式部寮が回答している〔堀内1973:231〕。妾を戸籍に登載した場合、親族関係が生じない本妻の子と妾との間柄を、親族関係が存在しうる妾腹の子と妾との間柄から区別すべしとし、その記載法を模索していたことが判明する。

同戸列次の順を示す戸籍表の雛型に妾が掲げられていなかったのは、法制定者が夫の戸籍に入ることを妾の要件と考えなかつたためかもしれない〔高柳1936:6〕。事実、妾の同戸列次の順が決まつた頃、「未タ入籍セスト雖モ双方許諾ノ上其実際妾トナル者」は妾であつて、彼女が「姦罪ヲ犯セハ即チ有夫姦ヲ以テ論ス」〔堀内1973:227〕と示達されたように、夫妻関係は両人の許諾のみをもつて成立する慣習が依然法認されていたのである。ところが明治8年12月の太政官209号達において、親族身分の異動にかんする届出主義が明示された結果、「双方ノ許諾アリト雖モ妻或ハ妾ノ名ヲ以テ其筋ニ届出送入籍セサル者ハ妻或ハ妾ト公認スルヘカラサル儀ト可相心得事」〔外岡1967:440〕と指令され、入籍手続きを済ませることにより始めて妾として公認されることとなつた。そこでこの頃から妾の入籍が増えていったことは、明治11年4月調べの「華族戸籍草稿」（宮内庁書陵部蔵）によって確認することができる。しかし、当時の一般国民は届出主義の原則を遵守できるほどの訓練を経ていなかつたため、刑の適用において実際と形式との不整合から不都合が生じ、明治10年6月の司法省丁46号をもつて届出主義が骨抜きにされた。かくて、娶妾の事実関係が法律上の効力を認められる旧慣が復活し、届出によって公認された娶妾と並立することとなつた。ただし、華族の妾の場合、華族の取扱いを受けるのはその戸籍に入籍された妾だけであつて〔外岡1969:120〕、給料をもつて召し抱えられる年季雇入れの妾、いわゆる妾奉公の者はもちろんのこと、およそ入籍未済の妾はこの限りではなかつた。

明治6年1月18日に示達された太政官布告（第21号）「妻妾ニ非サル婦女ニシテ分娩スル児

子ハ一切私生ヲ以テ論シ其婦女ノ引受タルヘキ事」にいう「妾」とは、その当時は先述のように「双方許諾ノ上其実際妾トナル者」であればそれで条件を満たしたが、明治8年の太政官209号達以降は「妾ノ名ヲ以テ其筋ニ届出送入籍」した者に限られることとなり、さらに明治10年の司法省丁46号達以後は逆転してこれら両者を含むこととなった。ただし、入籍された妾の生んだ子は庶子として当然父との親子関係が認められるのにたいし、事実上の妾の子は父の認知によってその戸籍に記載され、扶養される権利および財産上の権利を保有する、という区別が存したのである。

妾の身分取り扱い方についての明治4年から10年に至る上述の調整により、新律綱領において二等親と定められた妾が、戸籍に関連するところではその身分に整合するよう定位された。他方、戸籍に関連しない事実上の娶妻も法律上の効力が認められ、姦淫にたいする制裁等刑法の拘束を受ける一方、その子は庶子として認知される限り法律の保護を受けた。そのような存在として妾の習俗を公認したのが、明治初年の妾制度である。

(2)刑法改定における妾存廃の論議

妾の習俗を国法によって公認することにたいし、一夫一婦制の欧米諸国の事情に詳しい有識者から批判の声が揚がった。その最も早い例は、司法卿江藤新平（1834～1874）司法大輔福岡孝弟（1835～1919）による明治5年11月21日付け太政官宛て建議であった。兩人は娶妻は天数配分の理に背き、家門和睦の道を破り、天倫に妨げあること少なからずとの理由を挙げて、自今妾の名義を廃し一家一夫一婦と定めたし、と建議したが、採用されなかった〔石井1997：269～270〕。さらに、娶妻の習俗そのものが厳しい批判に曝される。英米に留学してキリスト教にふれ、挑戦的な議論で知られる森有礼（1847～1889）は、明治7年から8年にわたり「妻妾論」を『明六雑誌』に発表して廃妾論の急先鋒となつた〔参照、関屋1981：94〕。つづいて、福沢諭吉（1835～1901）は「男女同数論」を、中村正直（1832～1891）は「善良ナル母ヲ造ル説」を、それぞれ『明六雑誌』に投稿して廃妾論を支援した。こうして娶妻制度の存廃がこの頃有識者の間で議論的となつたのである。

妾を公認した新律綱領は、加害者と被害者との身分関係を加刑の重要な基準とする明清律の原則に拠って組織されていた。他方、治罪法に属するもろもろの規則や手続きは普遍主義的な欧州各国の制度に倣って制定されていたため、前記の原則と矛盾し、早晚新律綱領の全面改定が不可避であった。これに加えて政府は、条約改正実現のために、欧州各国の制度を範とした刑法・民法・訴訟法・商法等を制定する必要に迫られていた〔福島1962：141〕。こうして刑法改正がまず日程に上り、娶妻制度もその存廃を問われることとなつた。

明治9年、司法省は仏人ボアソナード（Boissonade de Fontarabie, 1825～1919）を聘して刑法改正の作業を開始し、10年11月に至って草案が完成する。そこで、太政官は刑法草案

審査局を設置し、太政官・司法省・元老院の有司を総裁ならびに委員に任命して審査を開始した。このさい最も問題となったのはやはり娶妾制度の存廃であって、審査局は問題点を整理し、存続か廃止か、太政官の判断を求めた〔石井1954：452～454〕。娶妾制度を刑法草案がどのように取り扱ったか、また審査局は存廃いずれにせよどのような問題が残るとみたかを把握するため、まず明治12年2月27日付けの太政官宛て審査局伺を紹介することとしよう。

刑法草案ニ於テハ将来妾ノ名ヲ廢スルヲ以テ妾ニ関スル条ナシ即別紙第一案ノ如シ然レトモ從来ノ妾ハ既ニ法律ニ公認シニ等親ニ列ス豈雇人私通ト同視スルノ理アランヤ故ニ第一案ニ決定セハ其発行ノ際別段ノ法律ヲ設ケ以テ從来ノ妾ヲ待タサルヲ得ス
若シ将来妾ノ名ヲ存セハ刑法ニ之ヲ掲ケサルヘカラス即チ第二案ノ如シ然ルトキハ民法ニ於テモ亦其身分ト権義ヲ定メ掲載セサル可カラス
右両案關係重大ノ事柄故相伺候御指令被下度候也

別紙の第一案とは刑法草案どおりであって、親族名称を掲げて「親属」の範囲を規定した第115条、本夫の姦婦姦夫にたいする殺傷の罪の宥恕を規定した第309条、および有夫姦にたいする罪刑を規定した第353条に、妾の字句がない案文である。審査局の意見として、もし将来妾の名を廃止する目途をもってこの案を採用するなら、妾はすでに新律綱領で公認されて二等親に列しているので、これら從来の妾が姦通した場合には、実質的に妾である雇人が私通したのと同一視できないから、別段の箇条を設けて從来の妾に対応しなければならない、という。

これにたいして、もし将来とも妾の名を存置するのであれば、第二案として提示された案文のように、前記の第115条、第309条および第353条の「婦」に、それぞれ「妾」の一字を加えて第一案を修正しなければならず、また、民法においても妾の身分と権義を定めた条文を置かなければならない、とする〔堀内1973：231～232〕。このように、娶妾制度の廃止か存置か、それぞれの場合に必要となる対策を掲げるのみで、両案の何れを採用すべきかについては発言を保留し、太政官の判断を仰いでいるのが注目される。

太政官は刑法草案審査局の伺にたいして判断を下す前に、この伺を法制局や内閣書記官局に回付して意見を求めた。

法制局の意見は廃妾であった。その理由は、

- ①「一夫ニシテ二婦若クハ數婦ヲ有スルハ正妻ノ権利ヲ妨害シ一家ノ不和ヲ釀成スルノ基ニシテ天理ニ違ヒ人情ニ反スルノ甚シキモノト謂フヘシ」
- ②「歐米各国ノ律ヲ見ルニ一夫両婦ヲ有スルヲ認ムモノナシ支那ノ制ニ於ケルモ亦妾ヲ親属ニ列セサルカ如シ」　さらに、両婦を認める刑法をもつことは、条約改正のためにも不都合である。
- ③「刑法草案中ニ二重婚ヲ禁罰スルノ条モ有之候趣ニ有之就テハ妻ト妾トハ其名ヲ異ニスル

モ其実夫ニ対スルノ義務職掌ニ於テハ同一ノモノニ付若シ妾ヲ公認スルトキハ二重婚ヲ禁スルノ精神ニ矛盾スヘシ」

- ④「妾ヲ親族ニ列スルトキハ現在其血統キタル父母兄弟伯叔父母等モ亦本夫ノ親族ニ列セサルノ理ナシ然ルトキハ親族相錯雜シ他日民法上ニ於テ婚姻法財産分派法等設立ノ期ニ至種々ノ難題ヲ生シ候ハ必然ノ儀ト存候」

法制局の廃妾を主張する理由は、以上のように間然するところがない。かくて、「新法ニハ公認不相成方至当ノ儀ト存候」と同年3月25日付けで太政官に答申した〔堀内1973：232～233〕。

内閣書記官局の意見もまた廃妾であったが、「旧俗ノ陋ヲ去ル」時流に沿って「妻妾併列ノ旧制ヲ改正」しようと言うのみで、廃妾を妥当とし必要とする理由は法制局の回答のように明晰に述べられていない。その代わり、実質的な妾の存在に対応して「妾ノ子ヲ処スルノ道如何」を考案しなければならないとする提案に、彼らの特色があった。曰く、

然ルニ法律ニ於テ妾ノ名ヲ没シ妾ノ権義ヲ保護セス然ラハ則チ併セテ妾ノ生ム所ノ子ヲ没シ其権義ヲ奪ハントスル歟此レ乃チ宗統繼嗣ノ法ニ於テ重大ナル関係ヲ有スル者ニシテ慎重審議スルヲ要スル所以ナリ

かくてフランス法などを引用して考察を加えた後、

第一 妾ヲ等親ニ列スルノ陋ヲ除キ及法律妾ニ係ルノ条項ヲ削ル

第二 庶子ハ其父母ヲ父母トスルコトヲ得而シテ相続ノ権ハ嫡子孫ニ次ク

の2カ条を大則とすることを結論し、その旨太政官に答申（日付欠）した〔堀内1973：233～234〕。

ところが、太政官の官僚たちが廃妾論にまとまっていたわけではなく、存妾論の書記官連中が上記両局の廃妾論に対抗して建議した。まず大書記官尾崎三良（1842～1918）が、法制局の答申に先立つ同年3月14日、法制局員たちは両三名を除きおおむね廃妾論に傾いているので、これが廟議を動かすに至るのを黙止するに忍びずとして、内閣のトップである三条太政大臣と岩倉右大臣あて建白書を出した。さらに権大書記官大野誠、少書記官馬屋原彰、同桜井能監（？～1898）の賛同をえて、おそらくこれら3名の意見を汲んで単独の前記建白書に若干の加筆を施し、3月のうちに内閣諸公つまり参議兼各省卿あて連名の建白書を提出した。今回は4名中次位の大野誠が筆頭者となっている〔鶴巻1996：440～441、堀内1973：234～236〕。この二つの建白書の趣旨は全く同一であるので、説明がより行き届いている4者連名の建議についてその要点をまとめておこう。

彼らは「固有の国風」の立場から「洋学者流」の廃妾論を批判して言う。廃妾論は「今卒然歐米ノ法律ヲ看テ徒ニ其名ヲ艶シ其形ヲ慕ヒ曾テ国法習俗ノ如何ヲ弁セス直ニ之ヲ廢セント欲ス」るものであり、蓄妾制度をもって「天理ニ違ヒ人情ニ悖ル」ものというが、「夫レ妾

ヲ公認スルハ天理ニ違フトハ彼（私註：歐米の法律）ノ説ナリ」「凡ソ……法律上別ニ天理ト云者アルヘカラス民俗国勢ニ適スルヲ認メ以テ天理トスル耳」「我カ天理ハ亦タ吾ノ天理ヲ以テ天理トスルノミ奚ソ彼ヲ憚リ我ヲ屈スルノ理アランヤ」と主張する。

では、わが天理とは何かといえば、「我邦ノ国法習俗ハ男統ヲ尊ヒ女統ヲ賤ム……是レ妾媵ノ設アル所以ニシテ」「正妻ノ出ニアラストイヘトモ皆之ヲ子孫兄弟伯叔トシ子孫モ亦其父祖ノ姓ヲ冒シ其家督ヲ繼承スルヲ得是レ即妾ヲ公認スル所以ナリ」と説いて、娶妾制度がわが天理に適うことを力説する。実際に就いてみても、「現今我邦上等ノ地位ヲ占メタル貴紳ヲ見スヤ其正妻ノ出ナルモノ幾何カアル今一朝ニシテ之ヲ改ントス思ハサルノ甚シキナリ」と指摘し、「皇統ノ綿々タル蓋シ亦邦制ノ致ス所ニ非スト云へカラス」と天皇における典侍の制度にまで言及した。

また、廃妾論者は妾を公認することは二重婚を禁ずる刑法草案の精神に戻るというが、「夫レ妻ハ自ラ妻妾ハ自ラ妾ナリ名分判然元ト混淆ヲ容レス」、したがって妻妾並列は二重婚と異なると断言する。ただ、妾を妻と同様に二等親に置くのは穩当ではないようだから、この点を改正してもよいだろう、という。最後に、法律は天皇に及ばないと論者は主張するが、「皇上ハ法制ノ出ル所ノ根本」であるから、刑法が廃妾論を採用すればその効果が天皇に及ぶことは避けられないと警告して、主に法制局の意見を念頭に置いたと推測される廃妾反対の意見書を結んだ。

尾崎らの建議は存妾論の精髓を尽くしたものといってよいだろう。しかし、太政官は結局廃妾の立場を採り、同年6月第一案によって審定すべしと刑法草案審査局に指令し、なお内閣書記官局の意見を納めて「妾ノ子其父母ニ於ケル権義ハ仍ホ従前ノ通タルヘシ」と指示した。かくて、刑法審査修正案はその月のうちに審査局の手で完成し、明治8年7月に立法府として開院された元老院の議に付されることになった〔堀内1973：231〕。

明治13年3月15日、元老院では刑法審査修正案の第一読会が開かれた。太政官権大書記官の村田保（1843～1925）が内閣委員として総括的説明を行い、かつて刑法草案審査局總裁として妾の事項を伺定した公家華族の議官柳原前光（1850～1894）が、これを補足して妾に言及する。彼は「本刑法ニハ妾ノ字ナシ但シ本邦ノ習慣ニハ妾アルモ外国ノ法ニハ妾ナシ仍テ妾ノ身分ハ他日民法ニテ之ヲ定ム可キモノトセリ併シ刑法ニ妾ナキヲ以テ妾ヲ禁廃スト云ニハアラス」と発言して、表面は廃妾でも本音は存妾とも受け取れる含みのある説明をした。当時の議官のなかでは娶妾は認論がかなり大きな勢力を占めていたので、彼らを刺激しないよう柳原は慎重に発言したのであった。

同年4月2日に開かれた妾の案件にかんする第二読会は、柳原の配慮も空しく存妾論で出鼻を挫かれる。すなわち、議官柴原和が「我皇統ノ天壤ト極リナク綿々繼承スル所ノモノハ妾ノアルヲ以テナラスヤ若シ之ヲ廃スルトキハ皇統ノ関係極テ大ナリ……現ニ華族ニシテ妾

ナキハ恐ラクハ一人モ之ナカル可シ士族平民モ亦富裕ノモノハ之ヲ蓄フルモノ挙テ算フ可ラス此ノ如キ数百年来ノ風俗ヲ顧ミス一朝之ヲ破ラントスルハ実ニ忍ヒサルモノナリ」とぶち上げて、「故ニ本官ハ本按ニ妾ノ字ヲ掲ケ以テ千古ノ風俗ヲ留メントス」と主張し、議官斎藤利行（1822～1881）がこれに賛成したからである。内閣委員の村田が百万反駁に努めたが柴原は屈せず、妾を刑法の親属例に規定せずしては妾の姦通を防ぐことができないと反論し、妾削除の件はすでに太政大臣の決裁をえていると言う村田に、「誤アリアリトセハ直諫之ヲ改ムルニ何ノ憚ル所アラン」と断言して一步も退かなかった。

4月6日の第三読会では、柴原が親属例の条文のほか、本夫による姦婦姦夫殺傷の罪の宥恕、姦通、重婚、親属双盜にかんする諸条文にも関連させて前回の主張を繰り返し、修正委員の選出を提案して、武家華族の大給恒（1839～1910）ほか、伊丹重賢、福羽美静（1831～1907）、水本成美、斎藤利行の各議官の賛成をえた。これにたいして審査委員であった議官細川潤次郎（1834～1923）は、天賦人権・男女同権の人権の立場から格調高い廃妾論を述べて原案の修正に反対し、楠田英世、鶴田皓（1836～1888）、神田孝平（1830～1898）の各議官の賛同をえたが、採決の結果は12対9で柴原の提案が可決された。

かくて議長の指名で5名の議官が修正委員となり、前記の5箇条の条文に「妾」を加えた修正案を作製して、4月16日の会議に提出した。ところが当日になると、最強硬論者の柴原議官を始めとして、福羽・斎藤ら存妾派議官が午前から欠席し、前回までの会議で積極的に存置を唱えた議官で出席したのは、水本・大給・伊丹のみとなった。修正案の説明は委員の水本によって行われ、同じく委員の大給がこれを補足したが、彼は午前で退席してしまう。しかも、本邦今日の実況からみて数妾を聘しうる国風を一朝にして廃止することを不可として、前回は存妾説に同意した津田真道（1829～1903）に至っては、「天下ノ大勢ヲ洞観スルニ遂ニ原案ノ如キ完全ナル法律ヲ制定セサル可ラス」と、前説を翻す発言までする有様であった。第一読会できわめて含みのある発言をした柳原議官がここにおいて廃妾の趣旨を具体的にかつ明確に説明し、「宜ク刑法ヲ以テ妾ヲ保護スルノ非トヒ全ク廃妾ト為スニアラサル旨ヲ理会スヘシ」と結論的に述べたことで大勢が決した。まず親属例のうちの第114条から採決したところ、17対2の大差で修正案が否決され、つづいて他の4カ条の修正案は全会一致で否決された。こうして、妾の字を削除した原案が可決されたのである〔福島1962：140～157〕。

強硬な存妾論者たちがなぜ最後の土壇場で会議を欠席して修正案の否決を許したのか。その裏面には内閣側から激しい説得工作が行われた形跡があり、参議・前内務卿伊藤博文（1841～1909）と参議・前司法卿大木喬任（1832～1899）の影が濃いという説もある〔手塚1957：42～43〕。伊藤も大木も高官の例に漏れず蓄妾家であったから〔黒岩1992：30～31、83～84〕^(註7)、廃妾は本心から出たものであるはずはないが、条約改正という最大の対外的政治課題のために、妾の名目を抹消してその実を残す道を選んだのであろう。

かくて新制刑法は明治13年7月17日太政官布告第36号をもって公布され、15年1月1日から実施された。第10章親属例第114条の第一に、祖父母父母夫妻を挙げて妾を記載しないことで廃妾を含意させることにより、新律綱領が認めた妾の制度は明治14年一杯で法律上消滅した（註8）。

(3)新制刑法下の妾

新制刑法は妾に親族身分を認めないのであるから、施行後は妾の入籍ができなくなるのはもちろん、施行前に夫家に入籍した妾も戸籍から抹消しなければならぬかもしれない。親族身分の取得喪失の公的記録である戸籍が妾の身分上の変化を反映しないではすまないと考えた青森県は、妾が親族身分を否定された以上、これを下婢（雇人）同様の者と見做して戸籍の記載を引き直すべきか否か、指令を求めたのであった。この青森県伺にたいして内務省は、明治15年7月、「刑法ノ改定ハ戸籍上ニ関係無之候事」と指令し、抹消とか肩書修正などの必要がないことを達示した〔外岡1969：682〕。

前記の内務省指令にいう「刑法ノ改定ハ戸籍上ニ関係無之候事」とは、明治18年3月の三重県伺にたいする内務省指令で明確にされたように、「刑法施行前入籍シタルモノハ総テ從前ノ通り取扱フヘシ」〔堀内1973：240〕との意味であることは容易に推定されるが、それに加えて、明文で妾が否認されたのでないからには、刑法施行後も妾の送入籍を行いうるもの、と理解されかねない文面であった。都合のわるいことに、明治16年5月の太政官による親属の定義（「民法上親属ハ各家祖先以来本支等ノ縁故アルモノ及ヒ現今ノ統ノ統合アルモノヲ総称スル」〔堀内1973：238〕）が妾もまた親属に含まれるとの理解を生み、從前通り妾を戸籍に登記する誤りを助長させた。こうした過誤は、明治18年2月の内務省達戸第1号で、「刑法改正等親被廃候ニ付テハ妾ハ法律上之ヲ認サル者ニ付戸籍ニ登記スヘキ者ニ無之候条若シ刑法施行後入籍シタル者有之候得ハ此際原籍へ復シ候様可致」〔外岡1968：213、朝日新聞社1979：9〕と布達されて、跡を絶つことになるのである。

前記で紹介した「刑法施行前入籍シタル者ハ総テ從前通り」との達示は、そのような妾が生んだ子は刑法施行後も從前通り直ちに庶子として戸籍に登記されることを保証している。では、刑法施行後の、戸籍に登記されえない妾が生んだ子は、戸籍上どうなるのか。明治18年4月の埼玉県伺にたいする内務省指令は、この疑問に答えて曰く、「妾ノ称呼ト雖モ法律上公認スヘキモノニ無之候条妾腹ノ子タル名義ヲ以テ編籍不相成義ト可心得事但シ男子己レノ子と認メタルトキハ庶子ト記載スヘシ」〔外岡1970：331〕と。先述のように、刑法施行前の妾に生まれた子つまり庶子には、すでに父の家に入っている（父の戸籍に登載されている）妾に生まれて当然父の子となる者と、父の家に入っていない（実質上の）妾に生まれた子を父が認知した者とがあったが、新制刑法のもとでは妾の称呼が否認され、実質上の妾が新た

に夫の戸籍に登載されることができなくなつたため、前者のカテゴリーの庶子の出生は年を追うて少なくなるとともに、しだいに後者のみとなつていつたことが、この指令で判明するのである。

さて、新制刑法は妾の字を排除したけれども、その第115条に庶子の字句を温存した。これは刑法草案審査局伺にたいする太政官指令(明12・6)が但書で従前通りとした妾の子の権義に配慮するものであったが、庶子の字句は「隱然ト妾アルヲ示スニアラスヤ既ニ之ヲ示ス何ソ(妾の字を)掲クルヲ欲セサルヤ」[福島1962:149]と元老院の審議で存妾派が批判した通り、矛盾というほかなかった。この矛盾を解決するためには、民法制定のさいに庶子を認めぬ方針を確立するしかない。果たして後年、民法人事編(親族編)草案の審議において、庶子を巡って激しい議論が展開されるのである。

先に刑法草案審査の段階で存妾論の立場から廃妾論に激しく反撃した(当時・太政官大書記官)尾崎三良は、元老院議官在官中の明治21年5月法律取調委員に任命され、司法省で民法・商法の取調べに当たったのであるが、予想通り庶子を認める陣営に立って奮闘した。彼の日記によれば、明治22年4月5日と翌23年3月1日の再度にわたり、庶子を巡って激しい議論が交わされた。第1回の原案は嫡子以外をみな庶子とし、第2回は逆にこれをみな私生児とするもので、両度とも尾崎のほか尾崎忠治(1831~1905)・清岡公張(1841~1901)らの議官が反対し、賛否ほぼ相半ばして決しなかつたが、漸く山田顕義委員長(司法大臣、1844~1892)の裁定で従前どおりに庶子が認められた[尾崎1991b:271, 367]。第2回の会議のみ記録した彼の自伝は、第1回の議論をも集約した内容になっているので、以下、この自伝の記事によって会議の状況を紹介しよう。従来必ずしも判然としていた嫡子と庶子の分際が、この時の議論を通じて明らかにされたことにも注意を促したい。

(明治23年)3月1日、司法省内法律取調委員会に於て大議論あり。人事編の草案中、庶子を認めず皆私生児として所謂父なし子として取扱ひ、一切相続の権なきものとする条件あり。是は全く西洋流にして、此草案を編成したる者は日本人なれども、皆仏独法律を学び皆之に偏し、自己生國の精神を失ひたるに坐するものなり。(中略)

我国にて若し庶子を認めずとすれば、其影響する所如何なるべきや察せんばあるべからず。我貴族社会にては、今日まで庶子にあらずして嫡出のみ相続したる者幾家かある。恐れながら皇統の連綿たるも如何なりゆきや計り知るべからずと、我々極力我風俗保存のことを論じ、彼れ西学に沈溺したるものは、又其不自然変性の議論に固執して動かず。数時間に亘り、終に我々委員の多数を以て、従来の通り庶子を認めて、確然と嫡出の女子に先んじて相続権を有することとし、只従来嫡庶の分充分判然せざる処を、此民法に於て之を判然と区別し、嫡出の男子あるときは庶子たるものは家督相続の権なきものとしたり。

則ち家督相続は嫡出の男子を第一とし、庶出男子を第二とし、嫡庶とも男子なきに始め

て女子に及び、女子も亦嫡を先とし庶を次とすることに決定し、報告委員即ち洋学者流の不服あるにも関せず、之を以て基礎として総ての箇条を決定したり。是れ今日現行する処の我国民法なり。此時若し洋学者流の意見の通り我国從来の風俗を無視し、全然西洋風に模倣し、嫡妻の子の外は総て子と認めずとしたならば、我国体に如何なる変動を生じ、其結果実に恐るべきものあらん。我々委員として之を防過したるは、聊か国家に尽したる所ありと自信して誇るに足ると信ず。[尾崎1977a:217~218]

10年前の刑法草案審議では廃妾派が勝ったが、民法草案審議では存妾派が執念の勝利をおさめた。こうして、庶子を得ることを主要目的とする妾制度は〔高柳1936:29〕、「庶子」の法認堅持を足がかりとして、非公式ながら生き延びることができた。尾崎による審議の総括のなかでとくに注目に値するのは、日本の「風俗保存」がただちにわが「国体」の護持につながるとの見解である。彼らが言葉を尽くして論戦した動機はそこにあったのであろう。

刑法施行以前に登記ずみの妾は、先述のとおり戸籍からの削除を免れたが、明治31年(1898)6月公布の戸籍法によって、妾の称呼も戸籍面から抹殺されることになる。ただし、民法施行法第62条により、彼女たちは続柄の記載を抹消されたままもとの家の家族として留まることが許されたのである〔石井1974:228~229〕。

III. 「華族戸籍草稿」による娶妾の統計的観察

(1) 「華族戸籍草稿」

幕末までに成年に達した人々は、旧幕時代の習俗を背負って明治の新時代に入った人々だとすれば、娶妾の習俗も彼らに担われて持続したはずである。廃妾の立場に立ち、自らは妾を蓄えなかった新時代のオピニオン・リーダーたちも、この習俗を呼吸していたことは否定できない。娶妾制度について存廃の議論が激しく戦わされていた明治初期は、娶妾が習俗としてまだ持続していた時代であった。

娶妾は、これをあえて習俗というからには何も華族社会に限ったことではない。その1例はすでに(註6)に掲げたが、明治13年の元老院における刑法審査修正案の審議において、議官柴原和が「士族平民モ亦富裕ノモノハ之(私註妾)ヲ蓄フルモノ挙テ算フ可ラス」と断言したとおりであったことだろう。しかし、その柴原が「現ニ華族ニシテ妾ナキハ恐ラクハ一人モ之ナカル可シ」ととくに指摘したほどに、華族社会では娶妾はどの家もかかわりのある事象であったようである。そこで、娶妾といえば華族社会をみればよく、また、華族社会を論じて娶妾に言及しないわけにいかない(註9)。

明治初期における華族社会の娶妾の実態に迫るためにには、最初に全体を展望できるような資料が必要である。その上で、娶妾の具体相を露にする個別事例の資料が求められる。筆者

が幸い入手することができた華族に係わる当時の戸籍が全体の展望を可能にし、華族が残した当時の日記や伝記が妾の生活関連の具体相を垣間見せてくれる。本節では戸籍による全体像の統計的観察を行い、次節で日記や伝記による事例観察を報告することとしよう。

言うところの戸籍とは、「明治十一季四月調 戸籍草稿」という表題の、東京在住華族395家分の戸籍をイロハ順に収録した4冊の書物である。(所蔵者の宮内庁書陵部では「華族戸籍草稿」と名づけて目録に掲載している。) 395家のなかに明治11年5月以降新たに華族に列せられた4家が含まれているので、これを除くと、残りの391家は明治10年々末までに華族に列せられて当時在京した華族の全戸(ただし元琉球王の尚家は含まれず)である。この391家の内訳は、公家華族105、武家華族285、神職家1であるが、条件を揃えるために神職家を除き、公家華族と武家華族の合計390家を観察の対象とした^(註10)。なお、各家の戸籍に、明治11年4月以降翌12年末にわたって加筆、あるいは異動による訂正がある。これまた、追加情報としてそれ以前の記載と合わせて用いることとする。

「戸籍草稿」には異動による訂正のほか誤りの訂正があり、稀には訂正されていない誤りも散見するので、やはり標題が示すとおり正式の戸籍を編成するための草稿であろうと考えられる。清書された戸籍はおそらく天覧に供するとかした後、宮内省の秘庫に納められ、一般的の閲覧の叶わぬ彼方に保蔵されたのだろう。正本に接しない現状では「草稿」を資料として観察するほかないが、加筆訂正の箇所が資料的価値をもつこともあるので、「草稿」が資料的価値において正本に劣るとは必ずしも言えないだろう。

(2) 妾妾率

「戸籍草稿」作成の年代からみて、妾にかんする情報がそこに記載されていると推測したのだが、推測どおり妾、生母(父ノ妾ニシテ己ヲ生ミシ母)、養母(妾腹ノ子ノ養ナハレシ父ノ嫡妻)^(註11)、それに庶子の肩書を付けて登載されている者が少なくない。そこで、「戸籍草稿」によって妾(以下、生母を含む)および庶子の出現度をみることにしよう。観察の単位は当主個人ではなく、彼を筆頭者として一つの戸籍にまとめ書きされた親族集団つまり家とし、その戸籍のなかに妾あるいは庶子の肩書を付して登載されている家族員がいるかいないかを調べてみた。養母の肩書のある女性の存在は当主が庶子であることを示唆するが、養母には妾腹の子からみた父の嫡妻と他家から養子に入った者からみた養母があり、両者の識別を戸籍面から間違なく行えるとは言いきれないので、当面養母は集計から除外することとした。

妾の存在形態(表頭)を、妾のみあり、庶子のみあり、妾と庶子の双方あり、の三つに分け、該当する家数を数えた。妾と庶子の双方ありの場合、妾が庶子の母と推定されるものほか、同じ戸籍に記載されているだけで関係のないことがある。他方、華族の

家（表側）は、まず公家（公卿）華族と武家（大名）華族に分け、爵位令に基づいて明治17年に叙爵された爵によりそれを五つに細分した。集計結果は表1のとおりである。

「妾のみ」とは、妾のみ戸籍に記載され、庶子の肩書きの子が記載されていないものであるが、庶子の肩書きがない子のなかに明らかに庶子である例、あるいは庶子と推定される例が少くない。庶子の肩書きがあれば必ず庶子であるが、庶子の肩書きがないから庶子ではないと必ずしも言えない。妾は主人の子を産んで初めて妾として入籍されるのが通例であることを思えば、妾の記載があれば子のなかに庶子がいると考えてよい。正妻の養子となつた庶子は「子」と認められ、当時の戸籍は「庶子」の肩書きをつけず実子同様に記載した。また、当主については生母が記載されていなければ庶子とは判定できない。こうしたいくつかの事情から、庶子の肩書きをもつ子の記載は実際よりかなり少なものになるので、妾のみの事例の相当数は実態において「妾と庶子」と考えられる。

「庶子のみ」とは、庶子のみ戸籍に記載され、妾が記載されていないものであるが、記載されていないから妾がない、というわけでは必ずしもない。妾のうち一部の者しか戸籍に記載されていないのが通例であったから、養育期の庶子がおれば、その生母である戸籍外の妾が同居しているとみてよいだろう。したがって、庶子のみの事例の実態もだいたい「妾と庶子」と考えられるのである。

以上のようにみると、妾の存在形態を三つに区分したが、それは皮相的な観察であつて、実態は大部分が「妾と庶子」とみてよいことが判明する。そうすると、むしろ3類の和を求め、その総数にたいする百分比を娶妾率と呼ぶのが妥当ということになる。表1右欄

表1 戸籍に妾・庶子が記載されている家の爵位別戸数と娶妾率

		総数	妾	庶子	妾と庶子	ともになし	娶妾率[(妾+庶子+妾と庶子)/総数×100]
公家 華族	総数	105	18	11	26	50	52.4%
	公爵	7	—	1	2	4	42.9
	侯爵	8	—	1	4	3	62.5
	伯爵	21	7	1	8	5	76.2
	子爵	53	11	5	9	28	47.2
	男爵	16	—	3	3	10	37.5
武家 華族	総数	285	48	29	82	126	55.8%
	公爵	4	2	—	2	—	100.0
	侯爵	13	8	—	3	2	84.6
	伯爵	30	10	1	12	7	76.7
	子爵	225	27	27	61	110	51.1
	男爵	13	1	1	4	7	46.2
合 計		390	66	40	108	176	54.9%

の娶妾率はこのような見解のもとに算出したものである。

まず大づかみに見れば、娶妾率は公家華族52.4%，武家華族55.8%，公武の全体で54.9%となる。55%レベルの娶妾率では、娶妾が華族社会の習俗として一般的に行われていたと主張するには無理があるようと思われる。しかし、子のない妾が戸籍に記載されることはまずなかったと考えられるので、もし戸籍外に存在する妾を考慮に入れるなら、実際の娶妾率は55%といったレベルをかなり上回るものと推測されるのである。それに、「戸籍草稿」編成の時点では実際に妾がいなかった家でも、時間の経過に伴うライフサイクルの展開のなかで妾が出現することが少なくなかったのではないだろうか。こうした推測を、明治21・22年「華族統計」(総務庁統計局図書館所蔵)掲載の出生リストに記録された妾や、後年の「蓄妾の実例」、華族の伝記、墓碑などの資料が支えてくれる。このように考えるならば、明治11年という時点での55%という娶妾率は、華族社会における妾の広範な存在を示唆するもの、言い換えるれば、娶妾が習俗であったことを暗示するもの、と考えられるのである。

つぎに爵別の娶妾率をみると、武家華族では高い爵位のグループほどこの比率が高いことが明白である。公家華族ではこうした関係が明白ではないが、貴族の名に値するとされる公侯伯とそれ以外(子男)の2群に大別すれば、武家華族ほどではないにせよ、公家華族でも階層間の差異は明らかとなる^(註12)。娶妾が華族社会の習俗であったといつても、その実践率あるいは発現率には階層差があったことを認めなければならぬだろう。

娶妾率には家格よりは富の大小が関連していると予想されるので、公家・武家共通の経済指標として「戸籍草稿」に記載された禄券高を用いることとし、禄券高の多少と爵位との関連を調べてみよう。禄券とは家禄および賞典禄を金禄で表現して一定期間内にその償還を政府が約束した証券のことであり、禄券高とはその金額のことである。クロス集計の結果は表2のとおりとなる。

武家華族では娶妾率の爵別階層差が明確であったのにたいして、公家華族ではそれほど明確でなかった。表2により、それは禄券高の階層差の大小に関連づけて説明することができそうである。旧幕時代、公家の禄高は大名と比べものにならぬ低さであり、しかも家格と大まかな関連しかなかった。それなのに、公家華族の爵位は旧摂家は公爵、旧清華は侯爵、大納言まで宣任の例が多い旧堂上は伯爵などと、主に家格によって定められたことが、表2の分布をもたらしたのである。それでも、公侯、伯子、男の3階層を識別することができるが、この3階層で娶妾率の高低を予測することができない。とすれば、娶妾はやはり公家禄券高以外の要因によって左右されたとみることができよう。

他方、武家華族の爵位は、現高(実際の収納高)15萬石以上の旧藩主(大藩知事)は侯爵、現高5萬石以上の旧藩主(中藩知事)は伯爵、現高5萬石未満の旧藩主(小藩知事)は子爵というように、基本的に石高で決められた。禄券高は現高に照応したので、彼らの禄券高は

表2 祿券高別、爵位別戸数（明治11年）

		総数	5千円未	1万円未	3万円未	5万円未	10万円未	20万円未	40万円未	60万円未	80万円未	100万円未	100万円上
公家華族	総数	105	10	10	78	3	4	—	—	—	—	—	—
	公爵	7			2	1	4						
	侯爵	8			6	2							
	伯爵	21		1	20								
	子爵	53		7	46								
	男爵	16	10	2	4								
武家華族	総数	285	—	8	113	43	54	35	17	6	6	—	3
	公爵	4							1	1			2
	侯爵	13						1	1	4	6		1
	伯爵	30						17	12	1			
	子爵	225		7	106	43	50	16	3				
	男爵	13		1	7		4	1					
合計		390	10	18	191	46	58	35	17	6	6	—	3

一般に大きいばかりでなく、階層差も大きく、公侯・伯・子男の3階層が識別される。では武家華族では祩券高の階層差が娶妾率の高低と相関しているのは何故か。娶妾率は家単位にみた妾の存在の程度、いわば普及率を示す指標であるが、妾の存否といつても実は入籍の有無の問題であり、娶妾率と称してきたのは実は家単位にみた妾の入籍率であった。もし、妾が一人の場合より複数の場合のほうが入籍に至る蓋然性が高いと想定するなら、複数の妾をもつかどうかは経済力の大小に規定され、一般に祩券高の大きい武家華族において、祩券高が大きく複数の妾を蓄えうる階層ほど、高い娶妾率を示したと推論できるだろう。

因に、「戸籍草稿」に複数の妾を登載した例を主人の存否にかかわらず挙げると、公家華族の侯爵で3人が1件（41歳・31歳・24歳、妾の年齢、以下同じ）、2人が1件（64歳・57歳）、伯爵で2人が1件（48歳・45歳）、武家華族の侯爵で3人が1件（64歳・55歳・45歳）、2人が3件（25歳・19歳）（45歳・25歳）（54歳・48歳）、伯爵で2人が7件（55歳・53歳）（31歳・31歳）（44歳・43歳）（41歳・37歳）（48歳・25歳）（44歳・38歳）（39歳・36歳）、子爵で2人が4件（26歳・20歳）（35歳・32歳）（49歳・41歳）（33歳・30歳）を数える。全体で3人が2件、2人が16件、計18件、戸籍に妾を書き上げた在京華族総数174戸の10.3%にすぎない。それでも、爵別グループの娶妾戸数を念頭において概括すれば、娶妾率同様、公家よりも武家において、また下位よりも上位の爵において、複数の妾を登載した例が多いと言うべきよう。

(3) ライフサイクルと娶妾行動

以上、娶妾率を華族の家単位に観察したのであるが、妻妾をもつ男性の個人単位にこれを点検することが必要である。現に娶嫁関係にある男性（妻のみ、妻妾とも、妾のみの3類）のおよそ何割が妾をもつかという、個人単位の観察である。ライフサイクルの展開のなかで、娶妾の習俗が発現しやすい段階があるのでないかという、さきにふれた想定を確かめるためにも、娶妾率を個人単位に点検しなければならない。

そこで、対象華族390家の嫡系男性（当主・元前当主・嗣子）で現に娶嫁関係にある者を洗い出してみると、1戸に該当者が複数いる場合や逆に一人もいない家もあって、その総数は441人にのぼる。妻のみ296人（67.1%）、妻妾とも51人（11.6%）、妾のみ94人（21.3%）である。妾のみに妻妾ともを合算し（145人）、総数にたいする比率をもって個人単位にみた娶妾率とすれば、32.9%となる。前記の家単位の娶妾率が55%と個人単位の娶妾率より格段に高いのは、1戸に娶嫁関係が複数あれば個人単位の娶妾率より高くなるのに加えて、傍系男性の妾や主人と死別した妾の存在のみならず、庶子の背後に存在が推定される戸籍外の妾をも考慮に加えて算出した数値であるからである。

では、娶妾率をライフサイクルの段階別に観察すればどうなるか。総数441人のなかには20歳未満（妻のみ）の5例が含まれるので、これを除いて20歳以上の436人を取り上げ、当主らの10歳刻みの年齢階層別観察をもってライフサイクルの段階別観察に代えることとする。集計結果は表3を参看されたい。娶嫁関係の3類をA（妻のみ）・B（妻妾とも）・C（妾のみ）と表示した。比率BとCの和が娶妾率である。

まず、公家華族と武家華族を比較すると、娶妾率はそれぞれ38%，31%と公家華族のほうが高い。家単位にとらえた娶妾率はそれぞれ52%，56%と武家華族のほうが高かったのと矛盾するようであるが、武家華族の戸籍の構成が一般に複雑で、公家華族よりも多くの娶嫁関係を含むことを知れば、矛盾でないことが理解できよう。

年齢階級別差異に目を転じると、まず20歳代以降の娶嫁関係総数の規則的な減少が注目される。20歳代を100とすれば、30歳代89、40歳代68、50歳代50、60歳代22、70歳代6という加速度的な低落を示している。当事者の死亡や離縁による娶嫁関係の解体が圧倒的で、50歳頃までの新たな娶嫁や再三の娶嫁でも補充がつかず、わけても60歳以降は全面的な解体が起きている。死亡が主な原因であろう。

このような動向を背景として娶妾率はどのように動いているか。娶嫁関係総数最大の20歳代では娶妾率は7%とごく低く、30歳代で急に37%まで高まって40歳代の43%につながり、50歳代では62%のピークを作った後、60歳代の43%、70歳代の37%へと低下してゆく。娶妾の習俗は30歳代以降本格的に現れることが判明する^(註13)。また、50歳代の公家における70%という高い娶妾率は、当主の7割までが一生のうちに娶妾を経験したこと暗示するものであ

表3 嫡系男性の年齢階層別、公家・武家別、ABC別人数と比率（娶妻率・娶妾率）

		実数			比率						実数			比率		
		総数	公家	武家	総数	公家	武家				総数	公家	武家	総数	公家	武家
総 数	総数	436	115	321	100	100	100	50 歳 代	総数	65	23	42	100	100	100	
	A	291	71	220	67	62	69		A	25	7	18	38	30	43	
	B	51	12	39	12	10	12		B	10	4	6	16	18	14	
	C	94	32	62	21	28	19		C	30	12	18	46	52	43	
20 歳 代	総数	131	27	104	100	100	100	60 歳 代	総数	28	11	17	100	100	100	
	A	122	25	97	93	92	93		A	16	6	10	57	55	59	
	B	4	1	3	3	4	3		B	2	2	—	7	18	—	
	C	5	1	4	4	4	4		C	10	3	7	36	27	41	
30 歳 代	総数	116	27	89	100	100	100	70 歳 代	総数	8	4	4	100	100	100	
	A	73	17	56	63	63	63		A	5	2	3	63	50	75	
	B	23	3	20	20	11	22		B	—	—	—	—	—	—	
	C	20	7	13	17	26	15		C	3	2	1	37	50	25	
40 歳 代	総数	88	23	65	100	100	100									
	A	50	14	36	57	61	56									
	B	12	2	10	14	9	15									
	C	26	7	19	29	30	29									

註：個人単位の基準を嫡系男性とし、一人で複数の妾を娶っていても1と数えた。もし基準を妻妾に置けば、複数の妾が考慮される結果、娶妾率はより高くなる。

って、娶妾は貴族社会の習俗であったとする見解の証左にもなるだろう。

妾といえば妻と同時に存在するものと捉えられやすく、実際にもその例が少くないのであるが、表3ではB（妻妾とも）よりもC（妾のみ）が多数を占めている。妻妾並存のほうが多いのは30歳代だけあって、40歳代以降は妾のみのほうが多く、後の段階ほどその傾向が強まる。したがって、妻妾並存という先入主を棄てて、「妻か妾かいずれか一方」という捉え方をしたほうが、事実に接近しやすい場合があるとしなければならない。それは妻代わりの妾といってよいだろう。

妻代わりの妾はさまざまな場面で現れる。ライフサイクルからみて、①娶妻以前の妾、②妻死亡後もしくは離縁後の妾、③生涯娶妻しない場合の妾、を挙げることができる。以下、①②③それぞれの例を「戸籍草稿」からとり、『旧華族家系大成』や伝記の記事で情報を補つて紹介しよう（附記した年齢は明治12年に達する年齢、括弧内は爵位）。

①a 武家華族T（子）21歳は、東京府平民の娘16歳を妾として明治11年9月これを入籍し、数年後、妾より3歳若い同じ武家華族（子）の娘と結婚したが、離縁に終わった。後に彼はこの妾とは別人の、しかし名から判断して妾上がりとみられる女性を妻とした。娶妻前から娶妻後にかけて、妾が存在した例である。

①b 公家華族K（男）30歳は、滋賀県士族の娘27歳を妾として子が二人もあったが、公家華族（侯）の娘15歳と結婚することになったので、明治12年1月、結婚の直前に「双方熟談之上」籍を親元に差し戻して、離縁した。男性が娶妻前から妾をもっている場合には、妻を娶っても円満に運ばない可能性が高く、したがって有利な娶妻のために妾を離別することになったのではないか、と思わせる事例である。

以上2件とも、妾はその妻となる女性よりも年上であって、妾は常に妻よりも若いわけではないことを例示するとともに、娶妻が娶妻に先立つ場合には妻のほうが年下となりやすことを示唆している。20歳代すでに妻妾をともにもつ男性においては、娶妻も娶妾も早期に始まるところから、男と妻妾の年齢が接近し、勢い妻と妾の年齢がほとんど重なることだろう。念のため、20歳代の男性で妻妾をともにもつ4例（娶妻が娶妻に先行したとは限らない）について平均値を求めるとき、妻23.3歳、妾22.7歳という僅差となる。もう1件例を追加しておく。娶妻の婚姻関係補完機能が鮮明に観察される事例であるからである。

①c 武家華族M（伯）44歳は、東京府平民の娘S39歳を妾とし、妻はない。戸籍記載の庶子5人のうちS所生は3人で、他の2人は故人となった妾Tの所生である。Mは17歳のとき先代の娘（僅か2歳）の婿養子として入り、その11年後に結婚したのだが、成婚までに妾Tに3人とSに1人の子を産ませている。娶妻が事実上の娶妻にはるかに先行し、妾たちは妻より10歳ほども年長であった。Mが性的に成熟してから縁約の女性が結婚可能な年齢に達するまでの10年ほどの歳月を、妾によって対応したのであって、Mの婿養子成りは娶妻の習俗を前提せずしては考えられない縁組であった。Mの妻は子を産むことなく22歳で早世したが、Mは再婚せず、専ら妾たちがMに15人（成育したのはうち9人）の子女をもたらした〔松平1934〕。

② 公家華族H（子）58歳は、30年以前に11歳年下の公家華族（子）の娘と結婚し、15年ほどで妻が若死したが、再婚しなかった。その代わり己より32歳も年下の京都府平民の娘を妾として暮らした。妻所生の嗣子（29歳）も京都府平民の娘（26歳）を妾としたから、「戸籍草稿」編成当時親子そろって妻なく、その代わりに妾をもったわけで、しかも父子の妾は同年であった。嗣子は後に娶妻して①の例となるが、Hは生涯を妾と過ごしたようである。②の妾には、妻の死亡・離縁以後娶った妾のほか、以前からの妾もあった。いずれにせよ、妾のみの一時期をへた後、再び娶妻するものと、公家華族Hのように再娶せず、つぎの③に近い形に展開するものがあり、後者のなかには妾を妻に引き直す例も現れた。

③ 公家華族D（侯）49歳は生涯妻を娶らず、その代わり「戸籍草稿」時点では滋賀県士族の娘41歳・京都府士族の娘31歳・大阪府平民の娘24歳という相互に年の離れた3人の妾を抱えていた。庶子は男4人・女2人。そのうち長男31歳には二人の庶子がいるが、その生母である妾は入籍されていない。廢疾の長男に代わって後嗣となった次男30歳にも二人の庶

子があり、二人目の庶子が生まれる直前の明治12年2月、京都府平民の娘20歳を妾として貰い受けた。後嗣また生涯娶妻しなかった。なお、長男と次男の年齢から推して、彼らの生母である妾がDの最年長の妾貰い受け以前に少なくとも一人はいたと考えられる。「戸籍草稿」登載の成人男性3人が3人とも妻をもたずに妾をもち、しかも2代にわたって生涯妾だけの家系であった。

Dの庶子のうち男子1人は一条家（公）の養嗣子となっており、女子1人は後、皇族妃となった。このように、縁組に当たって庶子が妻所生の子同様に扱われたのには、旧摂家の猶子成りなどの手続きをへた上のことかどうか今のところ判然しないが、マネー・ローンダーリングをふと連想させる便法を用いて庶子を実子同様家格にふさわしく縁付け、公家社会に親密な親族関係を確保できるのなら、生涯妾だけですませてとくに不都合なことはなかった。その上、Dの例について言えば、最年長の妾が明治21年に50歳で死去した後、彼は同24年東京府平民の娘16歳を新たに妾としている〔黒岩1992：86〕。このように、妾は主人側の都合で自在に追加できるという、妻はない利便性、妻がおれば発揮できないかもしれない弾力的な運用の可能性があった。それゆえ妻代わりに妾をもつことを選好する家や人たちが現れても不思議はない（註¹⁴）。

(4)夫との年齢差

前項でふれたように、もし妻より妾のほうが若いと一概には言えないのなら、どのような条件下で妻よりも若い妾、とくに著しく年の離れた若い妾が多く出現したのだろうか。

妻と妾との年齢差は、さきに示唆したように、夫の年齢によって条件づけられると想定されるので、妻と妾を直接比較するよりは、夫の年齢を媒介させて、夫との年齢差を妻と妾とで比較することとする。この手法を用いれば、「妻妾とも」の場合だけでなく、妻のみの場合、妾のみの場合をも合わせて、妻と妾の年齢差を比較することができる。

事例数の関係で公家・武家を分けず、かつ表3同様の10歳刻みの年齢階層のうち60歳代と70歳代を合算する。また、夫との年齢差は該当事例の平均値ではなく、表4の表頭に掲げたように、妻妾のほうが夫よりも年長か夫と同年（-，0）、妻妾より夫1～5歳年長（1～5）、夫6～10歳年長（6～10）、夫11～20歳年長（11～20）、夫21歳以上年長（21～）の5段階に分けて分布を示した。表側は表3のA・B・Cを踏襲しつつ、Aw：妻のみの妻、Bw：妻妾とともに妻、Bc：妻妾とともに妾、Cc：妾のみの妾、とBを再分類する。観察対象は娶嫁関係をもつ20歳以上の嫡系男性436人の妻と妾である。その合計は、「妻妾とも」の事例数だけ、また妾の人数が一人を超える数だけ、436人を凌駕することになる。

嫡系男性と妻妾との年齢差は、表4-1についてBwとBcの分布を比較すれば判明する。嫡系男性が20歳代では妻との年齢差と妾との年齢差がほぼ重なる景況を呈するが、加齢にと

表4-1 嫡系男性の年齢階層別、妻妾との年齢差別、ABC別分布（人）

		総数 - , 0 1~5 6~10 11~20 21~								総数 - , 0 1~5 6~10 11~20 21~					
総数	総数	501	50	192	127	93	39	40歳代	総数	107	9	18	33	37	10
	Aw	291	37	144	67	34	9		Aw	50	6	11	16	14	3
	Bw	51	8	21	13	8	1		Bw	12	1	4	3	3	1
	Bc	55	2	7	20	18	8		Bc	13		4	7	2	
	Cc	104	3	20	27	33	21		Cc	32	2	3	10	13	4
20歳代	総数	135	18	89	25	3	—	50歳代	総数	80	4	15	22	18	21
	Aw	122	17	80	22	3			Aw	25	2	6	8	6	3
	Bw	4	1	2	1				Bw	10	2	3	4	1	
	Bc	4		2	2				Bc	13		5	2	6	
	Cc	5		5					Cc	32		6	5	9	12
30歳代	総数	140	16	63	37	23	1	60歳代	総数	39	3	7	10	12	7
	Aw	73	10	41	16	6			Aw	21	2	6	5	5	3
	Bw	23	4	11	4	4			Bw	2		1	1		
	Bc	23	2	5	8	8			Bc	2			1	1	
	Cc	21		6	9	5	1		Cc	14	1		3	6	4

表4-2 嫡系男性の年齢階級別、妻妾との年齢差別、妻(W)妾(C)別分布(%)

		総数 - , 0 1~5 6~10 11~20 21~						40歳代			総数 - , 0 1~5 6~10 11~20 21~					
総数	W	100	13	48	24	12	3		W	100	11	24	31	27	7	
	C	100	3	17	30	32	18		C	100	4	7	31	45	13	
20歳代	W	100	14	65	18	3		50歳代	W	100	11	26	34	20	9	
	C	100		78	22				C	100		13	22	25	40	
30歳代	W	100	15	54	21	10	—	60・70歳代	W	100	9	30	26	22	13	
	C	100	4	25	39	30	2		C	100	6		25	44	25	

もなってこの二つの年齢差が開いてゆくのが観察されよう。この点をより明確にとらえるには、AwとBwの和、すなわち妻の年齢差分布と、BwとCcの和、すなわち妾の年齢差分布とを、百分比で比較すればよい。表4-2はこの目的のために作成したものである。

まず総数では、妻の最瀬値は1~5歳にあり、次位の6~10歳を加えると72%に上るのである。妻より妾のほうが若いことは明らかであって、常識を裏書するものである。年齢階層別にみると、当主らの20歳代では妻妾ともに1~10歳に集中し、しかも1~5歳への集中が圧倒的である。30歳代以降、妻妾ともにこの集中の崩壊が進むのであるが、妻では最瀬値の1~5歳から6~10歳への移行を含みつつピークが低くなるのにたいし、妾では最瀬値が30歳代で6~10歳に移り、40歳代ではさらに11~20歳へ、50歳代では21歳以上へとほとんど段階的に

移行している。当主らの加齢に伴って、妻との年齢差と妾との年齢差の間隔が開いてゆくという、先に推定した傾向は、ここに明確なものとなった。

妾は男性のさまざまな年齢段階で娶ったり、暇を出したりできることと、妾を娶る時には若い女性を選好することから、嫡系男性の加齢にともなって妾との年齢差が拡大する。それにたいして、妻は男性が若年で娶り、妻が健在である限り二人と娶ることができないため、男性の加齢にかかわらず妻との年齢差が拡大しないはずのものである。しかるに、妻においても男性の加齢とともに最瀕値が移行したりピークが低くなるのは、壯年で娶妻する者、妻死亡や離縁のため再娶妻する者が少なくなく、その場合若い女性、したがって年齢の離れた女性を選好するためである。

(5)妻妾の出自

ともに夫の二等親といつても、家政においては主人側の妻にたいして使用人側の妾は、出身の身分においてすでに妻より格段に低いと予想されるが、その実態はどのようなものだろうか。

表4と同様に、嫡系男性で現に娶嫁関係がある男性を洗い出し、彼らの妻の生家と妾の生家の身分を比較することによって、この点を探ってみよう。妾が複数の場合、その一人ひとりについて出自を問うのはいうまでもないことである。表4の総数501人に20歳未満の妻帯者の妻5人を加えて、総数は506人となる。出身身分を華族・士族・平民の3族籍に大別し、華族については公家・武家、さらに貴族性の度合いを勘案して五爵を公侯・伯・子男の3群にまとめて観察する。養女の場合は養家ではなく生家（実父あるいは実兄等）の、妻が家付娘の場合は代わりに養子である夫の生家の、それぞれ族籍身分を求めた。集計の結果は表5のとおりである

妻と妾の出自を対比させつつ観察の要点をまとめれば、以下のとおりである。

1. 妻の生家はほとんどが華族である（83%）。皇族（宮家）の例もごく稀にある。士族は15%あるが、伯爵以下において見られるにすぎず、かつ旧藩主の一門一族といった門地の高い士族に限られるようである。さらに、平民も武家華族の子爵以下で稀に見られる。これは明治4年8月の婚姻自由令公布の後、妾を妻に、おおむね後妻に引き直したものではないかと思われる。

他方、妾の生家には華族が全くなく、みな士族か平民であることは特筆に値する^(註15)。全体として士族より平民のほうが多いが、士族人口が総人口の数%しか占めなかつたことを考慮すれば、士族の娘の出現率がきわめて高いと云わなければならない。

妻は夫と同じ旧公家か旧大名家の出であるのにたいして、妾は旧藩士、旧官人、旧公家の家士や出入りの医師、社家、寺侍、あるいは町人の娘であるという社会的な身分差は、主人

表5 公武別、爵別、生家の族籍別妻妾人数（人）

生家		総数	宮家	華族 総数	公家華族				武家華族				士族	平民	
					総数	公侯	伯	子男	総数	公侯	伯	子男			
総 数	妻 妾	348	4	288	80	11	28	41	208	16	42	150	52	4	
		158											63	95	
公 家 華 族	総数	妻 妾	83	1	67	50	2	18	30	17	2	6	9	15	—
			47										23	24	
	公侯	妻 妾	9	1	8	3	1	1	1	5	2	2	1	—	—
			12										5	7	
武 家 華 族	伯	妻 妾	18	—	13	10	—	4	6	3	—	2	1	5	—
			13										*8	5	
	子男	妻 妾	56	—	46	37	1	13	#23	9	—	2	7	*10	—
			22										+10	12	
	総数	妻 妾	265	3	221	30	9	10	11	191	14	36	141	37	4
			111										40	71	
	公侯	妻 妾	16	—	16	3	1	1	1	13	4	5	4	—	—
			14										11	3	
	伯	妻 妾	31	2	25	5	3	1	1	20	5	4	11	4	—
			20										6	14	
	子男	妻 妾	218	1	180	22	5	8	9	158	5	27	126	33	4
			77										*23	54	

註：生家側の公家華族には京都在住を含む。

僧家華族男爵1, + 神職1・僧3, + 元神職1, * 僧1を、それぞれ含む。

側に位置する妻にたいして妾は使用人である家内的秩序に照応している。

2. 一口に士族といっても、上は旧藩主の一門一族から下は平士に至るまで、あるいは旧幕臣の高家・寄合を始めとする旗本ならびに御家人、さらに旧官家士族など、さまざまな旧身分を含んでおり、また、平民といっても、農工商の職業差とそれぞれの内部で分化した身分差があった。妾の生家が士族と平民のなかのどのような旧身分に属したのか。明治初期における士族の没落を背景として、妾の出身旧身分を探ることは社会史的な興味を唆る課題であるが、「戸籍草稿」はただ何府・何県士族あるいは平民何某何女と記し、稀に平民は多分町人であろうことを推測させる記載が散見するのみである。したがって、妾についてさらに出身身分を詮索する作業は、妻の生家が士族や平民である少数事例とともに、個々の事例の考察に譲るほかない。

妻の生家が華族である大多数の事例について、「戸籍草稿」の記載様式は士族・平民の場合と同一であるが、華族の戸数が限られているため、記されたその華族が公家か武家か、明治17年の最初の叙爵のさい何爵に叙されたかを特定することができる。妻の考察を主題とする

本稿にとってはやや脇道に逸れることになるが、夫側の公家武家別ならびに爵別と妻側生家の公家武家別ならびに爵別を組み合わせて、その関連をみるとこととしよう。表5はこの観察が可能なようを作成されている。

まず、高い内婚率を示す華族全体を一団ととらえ、公家華族と武家華族をその中の下位集団ととらえると、自らの下位集団内部に妻の生家がある身分内婚は、公家華族で75%、武家華族で86%に達する。京都御所を中心に集住した旧公家、参勤交代の限られた期間であったにせよ江戸（東京）に集住した旧大名、また天皇家を頂点とする儀礼的権威の体系を構成した旧公家集団、將軍家を頂点とする軍事・行政の権力体系を構成した旧大名集団という対立的な構図は、それぞれの高い内婚率を当然の帰結と思わせるのであるが、交婚率も無視できず、むしろ予想外に高いといつてもよい。武家集団の交婚率（14%）が公家集団のそれ（25%）よりも低いのは、武家集団の規模が大きい（170対285）ことの関数として説明することができるだろう。公家集団と武家集団との交婚は、旧幕時代の武家諸法度の拘束が解けた後、明治3年以降の東京への華族集住（明治11年時点では公家62% 武家100%）、明治7年の華族会館創立、さらに同10年の華族学校「學習院」の開設を契機として拡大してゆく。上記の交婚率はその途上の一断面を示すものである。

つぎに爵別に観察すると、家数の少ない公侯爵グループ（公家で16、武家で17）はもちろん、伯爵グループ（公家で31、武家で30）でも内婚傾向を認めがたい。僅かに家数の圧倒的に多い子男爵グループ（公家で123、武家で238）においてこれを認めうるのみである（公家の家数は京都在住を含む）。しかし、公侯伯爵での内婚傾向のあまりの乏しさは、集団規模の要因だけでは説明できないのではないだろうか。ほかにつぎの要因を挙げることができる。

1. 妻の生家の家格がやや低い場合、相応の家の養女になって婚家に入ることにより、内婚は達成される。生家が士族である場合も同様であって、しばしば華族身分の本家の養女になって縁付いた。しかし、養家でなく生家について統計をとった表5では、養女成りの効果が表れない。
2. 庶子が縁づく場合、後妻を娶る場合、相手側の家格がやや低いことにはこだわらないと推測される。
3. 「戸籍草稿」に記載された縁組が行われた時代の家格づけは、華族令以降爵位を基準に認知されていった家格づけとは、必ずしも一致しない。これが最も重要な要因かもしれない。

(6)遠方娶妻と日常生活圏内娶妻

娶嫁については、身分階層関係とともに、遠方婚かそれとも日常生活圏内でのことかを点検しなければならない。妻について在京の武家華族を旧領地に戻して観察すれば、当然のこととして日常生活圏を遠く離れた遠方婚姻が多くなる。東京外の公家華族のほとんどすべて

が京都住まいであったから、公家内婚ならせいぜい東京と京都との距離であるが、武家華族との通婚であれば遠方婚に傾いた。具体例を挙げよう。

- ① 徳川家達（公、未婚）16歳の戸籍には、先代慶喜とその子女5人のほか、何人もの妻妾が記載されている。まず先々々代故家定妻天璋院43歳であるが、彼女は島津家一門和泉家（明治33年男爵）の長女に生まれ、本家（公）島津齊彬の養女となったうえで、近衛忠熙（公）の養女となり、將軍世子の妻となった。養女の慣行によって身分の格上げを2度行い、武家→公家のトップ→武家のトップという身分移動を遂げ、その間に鹿児島→京都→江戸という地域移動を経験している。つぎに慶喜の妻美賀44歳は、菊亭家（侯）の長女に生まれて一条家（公）の養女となり、將軍の家族である慶喜に嫁した。公家→武家の身分移動と京都→江戸の地域移動が重なっている。このほか、先々々々代故家慶の妾で先々々代故家定の生母本壽院73歳（旗本の娘）と、先々代故家茂の生母（和歌山徳川齊順の妾）実成院58歳（旗本の娘）も登載されている。將軍の生母となった妾が入籍される慣習が窺われるが、慶喜の5人の子女の生母である二人の妾（いずれも旗本の娘）の名はない。（5人とも庶子としてでなく何男何女として記載されていることに注意。）いずれにせよ、將軍の妾は旗本の娘であって、近距離の地理的移動ですんだはずである。
 - ② 久我通久（侯）38歳は、東本願寺大谷家（伯）出の10歳年下の妻と死別し、その妹と再婚したが離婚に終わった。彼の戸籍には、三婚した有馬家（伯）の娘21歳、そのほかに東京府平民出の妾27歳が記載され、長男と次男が庶子の注記を付して記入されている。また、健在の父64歳は、鷹司家（公）出の3歳年長だった妻と17年前に死別した後、再婚せず、通久の生母である東京府平民出身の妾57歳、京都府平民出身の妾64歳の二人を入籍させている。ここには妻について、公家→公家のほか、僧家→公家、武家→公家の繋がりがみられ、関連する家々の格はほぼ同一といってよいだろう。このうち、武家→公家の身分移動には久留米→京都という遠距離の移動が重なったかにみえるが、婚姻の時点では両家とも東京に移住していた。これにたいして妾は、始め京都、後には東京の平民の出であって、いずれも日常生活圏から娶ったことが窺われる。
 - ③ 津軽承昭38歳は熊本細川家（侯）に生まれて弘前津軽家（伯）の嗣となり、養父の3歳上の娘と結婚したが、ほどなく死別したので、津軽家が宗家と頼む近衛家（公）の娘と再婚した。戸籍にはその妻31歳が記載されている。ここには、武家→武家、公家→武家の関連と、熊本→弘前、京都→弘前の地域移動が見られる。なお、東京府平民出の妾31歳と1男1女の庶子が記載されているが、ほかにもう二人津軽出身と推測される妾がいた。妾は妻と違って比較的近まわりから娶られたのである。
- 以上僅か3例であるが、旧大名はもちろん高格公家における遠方婚の具体相が窺われよう。また、これにたいして妾は、旧家臣や旧領民の娘でなければ東京や京大阪など町場の娘^(註16)

が多かったことが推測されるのである。旧大名や公家の妻どりのためにどのように関連情報が伝達され、どのような仲介マシーンが機能したのか不詳であるが、旧大名家では決定に当たって一族・親類・旧重臣が重要な役割を演じ、何よりも藩祖以来の血統を伝持しつつ家を取り巻く諸条件が首尾よく落ち着くところで決着させた。当事者はお互いの容姿にも能力・性格にも直接接触しえない今まで事態が進展するインパーソナルな過程であったといってよいだろう。他方、妾の貰い受けはより身近な日常の生活空間のなかで、男性本人の選好を中心に行はれるパーソナルな過程であった。華族の出身である妻とは対照的に、妾の出身が従者の地位に相当する士族や平民であったことは、社会的にも地理的にも、華族の私生活に近接した範囲で妾どりが生起することと結びついていたのである。

IV. 華族の日記・伝記にみる娶妾の事例

(1)事例と資料

第II節で取り上げた娶妾制度の是非、したがって法制上の妾の取り扱い方をめぐって激しく議論が交わされた時代は、また第III節の資料「華族戸籍草稿」が編成された時代でもあった。つぎに、当時の華族にかかわる日記や伝記に依拠して、この時代の妾の実態を垣間みることとしよう。

利用できた日記・伝記は、「華族戸籍草稿」4冊には戸籍が収載されていない京都在住の華族、しかも公家華族とも一線を画すべき僧家華族のものである。一つは本願寺大谷家（伯）の奥向きのプライベートな出来事を書き留めた「御日次」と呼ばれる日録と『明如上人傳』、もう一つは興正寺住職華園摂信（男）の日記である。「御日次」は明治3年7月から22年春まで衣笠という老女が筆録したもので、明治18年末までの抜粋が『明如上人日記抄』（前編）末尾に付録として掲載されている。摂信の日記は、最晩年の明治8～10年の分が『葵山遺稿華園家乘』（一）として刊行されている。幸い、前者の大谷光尊（1850～1903）については明治10年編成と推定される戸籍（下京区役所所蔵）、後者の華園摂信（1808～1877）については明治9年の「家族現存書」〔興正寺1927：205～206〕を利用することにより、「華族戸籍草稿」の欠を補うことができた。なお、表3・表4に照らしていえば、前者は20歳代のBに属し、後者は70歳代のCに属すると推定される。

前段の僧家華族とは、浄土真宗の本山住職のことである。奈良興福寺の門跡・院家・学侶たりし公家の還俗子弟や、出雲大社ら著名大社の神職家が華族に列せられていった時代を背景として、真宗本山の世襲住職家6家も明治5年華族に列せられた。したがって、摂家以下旧堂上の公家華族とは出自を異にするが、明治10年1月編成の「在京華族親族報告書」（宮内庁書陵部所蔵）が記録する縁組関係からみれば、疑う余地もない公家社会の一員であって、

生活様式は裕福な公家のそれと同じだったということができる。そのような根拠から、上記の日記や伝記によって当時の華族社会における妾の実態に測鉛を下ろそうとするものである。

妾の実態を探るといつても、『尾崎三良日記』および『尾崎三良自叙略傳』のように、長年月にわたる日記や自伝が刊行されている場合には、社会学的に意味のある妾のさまざまな側面に探りを入れることができるが〔森岡1998〕、上記2点の日記の場合、前者は大谷光尊本人が記録したものでないため、後者は僅か2年10ヵ月間にすぎないため、そして何よりも両者ともに宗門史の資料という観点から抄録されているため、本稿にたいして断片的な情報を提供するに留まる。したがって、前者を『明如上人傳』の記事によって補足してもなお、華族である住職の名を掲げて、大谷光尊の場合、華園摂信の場合などと、総体的な取り扱いをすることができない。しかし、それぞれの資料が露にする側面を解説することにより、第II節の法制的考察や第III節の統計的観察にそそぐの具体性を加えることができるだろう。以下、妾をめぐる生活実態のうち、一応の観念がえられるいくつかの側面を摘出して紹介する。項目を掲げて解説する形になることをお断りしておきたい。

(2)本願寺「御日次」と『明如上人傳』に登場する妾

1. 当主生母の処遇

本願寺第二十世住職光澤（1798～1871）が73歳の高齢で遷化し、葬式もすんで35日ほどたった明治4年10月27日の記事に、光澤に仕えた奥向女中の処置にかんするつぎの文章がある。一今日薙髪仰付られ候事。

大淀^(註17)、玉櫛、五百崎。

玉櫛事、御実母ゆゑ終身賄料被下候。

一衣笠、当御法主様老女仰付られ候。

一居残り 野婦

一かる、れん、美さ尾。

右三人御暇被下候、勝手次第引取候事。〔柱本1927：38〕

これは、光澤没後ただちに取り出された嗣法光尊あての遺言状の末条に、

一、予召遣置候奥向女共、歿後者何れ困窮可致、彼是相考、加憐憫賜度候事。

一、為子事は、実之母儀之事故、其許手元へ引寄、住居は永春館隠殿に申付度候。随分不自由無之様、致世話可遣、往々者先代之蓮心院、蓮淨院の先縦格式等も相替り候間、旧記披見之上、取計可申事。〔明如上人伝記編纂所1927：214〕

とあるのに応じる処置であった。光澤の身の回りのことを弁じた奥向女中のうち、衣笠は光澤の住職時代の老女、女中の筆頭であったが、光尊の代でも老女を勤めるよう下命されたの

である。薙髪を命ぜられた大淀以下3人の女中は、いずれも光澤の妾であったと推定される。そのうち玉櫛とは遺言書にいう為子、すなわち光尊の生母である。とりあえず、終身賄料の給付が示達された。それ以外の女のうちのぶだけ引き続いて勤務し、他の3人は退職することとなった。元来奥向の奉公は一生奉公といわれ、妾でなくとも終身の勤仕を誓うのが例であったという [三田村1997:367]。本願寺では負債整理のため家政の緊縮が求められていたため、世代替わりを機として人員の削減を行ったのである。

光尊の生母為子（通称すて）は京都府土族岡田某の女、天保10年10月13歳で41歳の光澤の妾となる [京都市下京区役所所蔵戸籍]。他方、光澤の妻祥子（1817～1846）は鷹司政熙の女で、天保2年から同11年の間に4人の男子を生んだが皆夭折し、9歳下の為子が妾となった7年後に29歳の若さで逝去した。長門のちに玉櫛の源氏名で呼ばれた為子は、後妻を娶らなかつた光澤の文字通りの愛妾となり、24歳で光尊、26歳で澤依、37歳で朴子の2男1女を光澤にもたらした。先の光澤遺言状もこの玉櫛が預かっていて、遷化直後に光尊に手渡したものであった。

さて、「御日次」の同年11月29日の条に、

一今日薙髪致、玉櫛事蓮界院、大淀事智願院、五百崎事宝林院。[柱本1927:38]

とあり、薙髪式の後、院号を記した折紙を当時の宗務総長の地位に在つた連枝の教行寺摸觀から一旦老女の衣笠が受け取つた上で、3人に手渡された。玉櫛には住職生母に与えられる例の「蓮」を冠した院号（住職妻には「光」を冠した院号が例）が授与されている。

その後、玉櫛は薙髪した隠居侍女の上首に仰せつけられ、老女よりも上席とされた。さらに、「御日次」明治9年5月24日の条には、

一蓮界院方、此度御裏様御同様の御格式に御取立、御あつかひ致候様仰出され候。

とあり、玉櫛は住職正妻同様の扱いとなつてゐる [柱本1927:52]。これは光尊が父の遺訓にしたがつて旧記など調査のうえ決定したものであろう。同年8月、彼女が大谷家に入籍されたのも、この決定と関連するのかもしれない。呼称も始めの蓮界院から蓮界院方となり、今や蓮界院様と呼ばれるに至つてゐる。

明治10年1月の大谷光尊「親族報告書」には、蓮界院は壽照の法名で出現するが、生母としてではなく父本願寺光澤のつぎに母として登載され、かつその親族が母方親族として列記されていることは、全く父の正妻の扱いであった。戸籍面でも、入籍当初は先住光澤妾の肩書であったのが、この段階では（光尊）実母と改められている。

明治13年7月20日、明治天皇が本願寺大教校に立ち寄つた時、「御四方、蓮界院様、御裏様、峻磨様、朴姫様」に「御俄に御対面」を仰出された [柱本1927:69]。蓮界院54歳、御裏・光尊妻枝子22歳、峻磨・後の嗣法光瑞4歳、朴姫・玉櫛所生の故光澤長女17歳、したがつて、山口県方面へ出張中の澤依を除いて、これが光尊の最近親のすべてである。生母でも先代の

妾の分際では、このような最も晴がましい場に出て末席を汚すことすら到底許されないので、蓮界院は4人の筆頭に置かれ、故光澤正妻の扱いであった。

先住光澤が遺言状のなかで光尊に、玉櫛を手もとに引き寄せてその隠居所にと示唆した永春館は、光尊・澤依・朴子の3子が誕生した館であり、光尊が幼年時代を過ごし、現に澤依の居館になっている由緒深い建物であったが、拠所ない都合で撤却することとなったので、光尊が嗣法時代に住んだ南殿をその代わりに玉櫛の隠居所とした。

当主の卒後、子女の「お腹様」は薙髪し、「お上通り」になってその家の家族として取り扱われるのが、大名や旗本の慣行であったが〔三田村1997：367〕^(註18)、明治初期の華族でも同様で、とくに生母は正妻に準じて待遇された。その最も手厚い例が玉櫛であったといえよう。

2. 娶妻と娶妾

さきに紹介した光尊あて遺言状の第四項に、

一、枝君者光耀院以来之続を以、相続候縁之事故婚姻之上は、中睦敷決而争等致間敷、能々可被心得事。〔明如上人伝記編纂所1927：213〕

とあって、21歳の光尊に枝子という格別の縁のある婚約者がいたことが判明する。文中の光耀院とは光澤妻故祥子のことである。光澤に後嗣たるべき男子がなかったことから、祥子没後、光澤の甥を養って嗣とし、光威（1826～1868）と命名した。そして、祥子の実家・鷹司家の娘でかねて光澤の養女として育てていた幹（1841～1858）を光澤「実子」の振合いをもってその配となし〔上原1935〕、二人の間に生まれたのが前記引用文中の枝子（1858～1931）である。光威が嗣法になった3年後、光澤の妾玉櫛が光尊を産むという予期しない慶事が起きたので、光澤は実子の光尊を光威の養子と定め、光威のつぎに本願寺の法統を継承させることにした。ところが、光威が養父の光澤より早く42歳で遷化したため、光尊が実父光澤の跡を直ちに襲うこととなる。光澤はさきの遺言状の第三項で、光威に粗略なく孝養を尽くすよう光尊に説諭した。

一、光威者有義理間柄に候得者、毛頭無粗略可尽孝養。

この文面は、遺言状が光威の存命中に書かれたのであろうこと、また光威は襲職することなく隠退し、光尊遷化後直ちに光尊が法統を嗣ぐことに、光澤・光威・光尊三者の間で合意されていたのであろうことを、推測させるものである。こうした光威側の譲歩の代わりに、光威の娘枝子を光尊の妻として事態の円満解決が図られたのであろう。そうであれば、光威には養父子関係に止まらぬ義理があり、枝子とも「有義理間柄」となる。その上、枝子は嫡母祥子（光耀院）以来の鷹司家との縁続きにもなるのであるから、結婚のうえは仲睦まじくせよと、第四項で諭したのであった。しかし、決して争いなどせぬようよくよく心得べし、とまで訓諭したところに、二人の結婚について光澤に懸念があったことを窺わせる。光

尊は生涯にわたって父の遺言状の条項を忠実に遵守し、枝子と争いなどしなかったことであろうが、義理がらみの娶妻では仲睦まじくとは運びにくかった。

光尊と枝子との結婚式は、光澤の遷化から4年たった明治8年5月、光尊25歳・枝子17歳のとき行われた。元来いとこ違いの間柄であり、しかも大谷家内部での義理の兄妹の結婚であったから、東西和親の実を示すためにも、枝子は一旦東本願寺住職大谷光勝の養女に貰われて戸籍を移した後、二条家の媒酌で婚儀を挙げたのである。

ところが、娶妻に先んじて娶妾が進んでいた。光尊は明治6年10月から長期間東京に滞在したのだが、光尊不在中の明治7年1月19日の「御日次」の条に、

一藤事、此度東上致候に付、(中略) 同人支度金十五円御台所へ申出しこ、御手元よりちゝふ縞一端戴かせ候。[柱本1927:45]

との記事がある。藤とは、和歌山県士族、元紀州徳川家の奥詰御殿医・松原某の娘、本願寺末寺和歌浦法福寺の娘分として光尊の妾になった女性である。東上して光尊に侍し始めた時、彼女は光尊より4歳下の19歳であった。それから1年4カ月後、光尊は枝子と結婚し、さらにその1年4カ月後、藤を妾として入籍した[石井1997:113]。

藤は東京常駐の侍妾ではなく、光尊が京都へ還れば藤またこれに扈從して帰洛したようである。明治10年12月27日の「御日次」に、

一藤事、午前二時比より催〔産氣つき〕候に付き、早速李家たか彦、はゝ〔産婆〕花田つよよひに遣し候 (下略)

一午前七時、御するすると御男子様〔峻麿、後の嗣法光瑞〕御誕生あらせられ候。

一蓮界院様、夜前より何かと御世話遊はし候ゆえ別段申上す候、御裏様へ早々申上候事、なほ姫様御同様恐悦仰上られ候。[柱本1927:53]

とあり、侍妾となってから3年後に藤が光尊の長男を安産したこと、すでに先住夫人同様の待遇に取立てられた光尊生母の蓮界院が、夜前から何かと産婦の世話をしたこと、誕生早々夫人の枝子に報告がなされ、枝子ならびに妹の朴子から光尊にお祝いが言上されたことを知ることができる。ついで翌年、「御日次」明治11年12月16日の条に、「午前五時、御するすると御姫様〔文子〕御誕生あらせられ候」[同上:58]とある。産婦の名が欠落しているが、これまた藤であろう。引用文中「御するする」とは「無事」の意である。

明治12年5月下旬、折から光尊は東京に出張中であった。「御法主様、御腹中御さし込御強、御ねつもよほどよほど被為有候」と東京から電信があり、追いかけて「たか丸様、藤召され候電報」が着いたが、1歳5ヶ月の峻麿の東上は無理、「急々支度いたし、藤、のふ御かいはうに参り候様」[同上:63~64]との蓮界院の指図で、この両人がチフスに感染したらしい光尊の看護のために上京した。看護人は藤、のふはその助手であることはいうまでもない。妻枝子は看護人としてはもちろん、非常事態の指揮者としても登場していない。指揮者といえ

ばそれはふつう老女の役であるが、宗主の意思どおりでない指揮ができるのは、生母の蓮界院以外になかった。

さらに「御日次」明治14年4月11日の条に、「藤，午前五時前催しの様子御座候に付，百華園西の端御座敷御産所に御こしらへ出来御座候に付，早速夫に参り候」と，藤が産所に充てられた座敷に移ったとの記述につづいて、「誠に安産にて，御するする御男子様〔嶺麿〕御誕生成候，早そく方々様へ申上候，御歓仰上られ候」[同上：72]と記録されている。以後，明治20年までなお男児2，女児1の出産があったが，いずれも庶子であって，妻の枝子には一人の子もなかった。

義理ある婚約者と一両年のうちに結婚するのが決まっているのに娶妾したことや，妾がつぎつぎと子を産む一方，妻が一人の子も産んでいないことから，夫婦仲が睦まじかったとは推察できない^(註19)。藤のほうは，明治9年9月，したがって蓮界院に遅れること僅か1カ月で大谷家に入籍され，光尊の長男を懷胎した頃早くも愛妾の地位を確保している。明治14年といえれば次男嶺麿を産んだ年であるが，その年8月2日の「御日次」に，「此度格別之思召を以て，藤，衣笠始法話聴聞仰付られ，即明日より三八に割合せ聴聞致候様御さた戴」[柱本1927：73]とあるように，藤は老女の上席，女中の筆頭に位置づけられている。これは，蓮界院が光澤没後，薙髪して院号を名乗った後許された地位であった^(註20)。他方，枝子は嗣法「実母」となって夫の光尊より28年，嗣法光瑞（1876～1948）の妻籌子（1882～1911）よりも20年長命したが，「中年より不幸多病なりければ」[明如上人伝記編纂所1927：974]と総括され，多病ゆえだけない幸薄い生涯を送ったように見受けられる。

3. 庶子の嫡子成

嗣子を嫡子とよぶ当時の呼称に従っていえば，妻が産んだ男子だけでなく，養子も庶子さえも嫡子になることができた。妻の産んだ男子は長幼の序列によってほぼ生得的にその座が約束されていたが，庶子には嫡子成のために一定の手続きが必要であった。それは，妻にとって「実子」と認められることである。

時代はやや下がるが，明治18年11月7日の「御日次」に光尊の庶長男峻麿について，一峻麿様，此度御裏様御嫡子御願済に付き，(下略)。[柱本1927：95]とある。この記事の日付より前の前月23日に，数え年10歳で峻麿が枝子の「嫡子」（実子）となり，大谷家嫡子たるの資格を充足させるとともに，枝子は「実子」をえて光尊妻たる実を充足させたのである。同年12月5日，峻麿は得度して光瑞を名乗り，正式に本願寺嗣法となつた^(註21)。

(2)興正寺摂信の日記『華園家乘』に登場する妾

興正寺第二十七世摂信は鷹司政通次男、幼にして興正寺の嗣となり、本願寺からの別派独立を実現して、中興上人と称される。さて、摂信が掲出の日記を綴った頃には妻没後すでに年をへていたが、彼自身60歳代後半の頽齡に及んでいたこともあって、日記の記載に関するかぎり妾のことは明瞭ではない。明治8年5月下旬、東京での滞在を終わって帰宅したさい、身近な人々に土産を配ったそのリストのなかに、老女難波たまに続いて歌野・富尾という源氏名に類した女性名が登場する〔興正寺1927：69〕。この二人のうち先頭の一人は彼の妾ではなかったかと想像されるが、それ以外に何の手がかりも日記に残していない。また、明治10年1月現在の「親族報告書」にも妾の記載はみられない。しかし、系譜には5男14女の名が挙げられている以上〔中島1911：14～15〕、妾の一人や二人はいたと考えるほうが自然であろう。ともあれ、彼の子女についての記事に、本稿にとって興味深い情報が含まれている。

1. 妾もちの華族に嫁した娘

摂信七女晟子は明治4年2月20歳で公家華族U（子）50歳に嫁したが、その時彼には長は12歳の男子から幼は2歳の女児まで合わせて4人の庶子がいた〔興正寺史料集刊行会1979：385〕。のみならず、嫁して4年後の明治8年3月には妾腹の男児が生まれている。晟子にはまだ子がないのに妾の出産が間近に迫っていることを聞いた東京出張中の摂信は、「当方御可給にても宜婦道を守るを善とす」と娘に書き送った〔興正寺1927：24〕。「御可給」の意味は不明であるが、娘の心情を痛ましく思いやりつつも、忍耐して婦道を守るよう励ましたのであった。

4人も庶子があるUが29歳も年下の結婚経験のない娘を娶るに当たって、おそらく妾に暇を出し、そのことで摂信も娘を得心させたものと想像される。しかるに、Uが京都府平民の娘を妾としてそれに男児を生ませたことは、摂信にとって不愉快な出来事であったに違いないが、離縁など考えないで婦道を守るよう励ましたのには、別の理由がなくはなかった。当時、摂信は大教院を足場にして本願寺の傘下からの一派独立を企図し、運動のために多額の資金を必要としていた。興正寺の資力で賄えない部分は借金に頼らざるをえず、借金のための連帯保証人としてUを当てにしたことである。案の定、Uは依頼に気易く応じて、明治9年3月200円、25円、同年8月1000円、同年9月100円、と度重なる借金の連帯保証人になっている〔同上：212、224、278、282、427〕。

明治9年8月、晟子はUの庶子13歳、10歳、7歳の3人を連れて摂信方に寄宿することとなった。他方、Uは妾に暇を出して上京したようである。夫婦別居であるが、「妾の周は十八日に目出度暇遣に成候由」〔同上：276〕と、摂信はUが妾を離縁したことを目出度いと喜んでいる。単身上京したUは、離縁したはずの妾を京都から呼びよせたのかどうか不詳である

が、摂信没後の明治11年末、借金のため身代限りとなつた〔朝野1879.1.16〕。華園家は破産していないところをみれば、彼自身の借金のために身代限りとなつたもので、理財観念の乏しさのゆえに気楽に摂信の保証人になつたのかもしれない。さらに明治15年7月には、不平党とかいう党派を募つて官憲に逮捕されたという〔東京日々1882.7.15〕。Uの子を一人も生まなかつた戻子は、結局のところ離縁して実家に復籍した。

この事例で注目したいのは、妾をもつ男に娘を嫁に遣る父親の憂慮、妾の出産で娘の立場を案じ、妾が離縁されたことで安堵する心情である。娶妻を習俗とする社会でも、妻の実家側が妾の存在に潜在的な警戒心をもつたことを強く印象づける事例である。

2. 後嗣と次子それぞれの妾

摂信には男子が4人あったが、上二人は早世したため、三男澤称（1852～1912）が法統を相続することとなる。明治6年3月、14歳で嗣法澤称の妻となつた公家華族萩原貞光（子）の娘徳子は、同8年1月に流産し〔興正寺1927：24〕、その後、子に恵まれないでいたところ、澤称は加茂の元社家の出かと思われる岡本次子なる娘を妾とした。次子は妊娠し、同10年2月末、実家に帰つて女児を産んだ。華園家では、次子の籍を加茂村戸長から急送してもらうよう連絡し、3月早々入籍を済ませている〔同上：390～391〕。

澤称より5歳下の四男信暁は、娶妻より娶妾が早く、京都府土族神原某の娘たつを妾にした。15歳の妾は、澤称の庶女児誕生の40日ほど前の明治10年1月中旬、実家に帰つて女児を産み、女児の入籍に統いて1月下旬には彼女も入籍された。実家のある下京東丸太町の戸長から下京華園町戸長への送籍証は、神原たつの族籍氏名の後に、「右之者今般該御町華族華園摂信次男信暁殿妾に罷取越候趣任其意、当町除候。送籍差出候。自今其御町へ加籍在之度候也。」〔同上：364～365〕と記載し、妾入籍の具体的な手続きの一端を露にしている。なお、信暁は後年、11歳下の公家華族東坊城家（子）の娘を妻として分家した。分家しなければ妻を娶るに及ばず、妾だけで過ごしたかもしれない。

摂信の二人の子息の場合、庶子が生まれるとすぐに妾を入籍させたことが注目される。庶子を産んでもその母を入籍させるとは限らなかつたことを考えると、特殊例かもしれない、またこの頃には戸籍にかんする啓蒙が進んで、庶子を産んだ妾の入籍がかなり一般化していたのかもしれない。

V. 結びに代えて

(1) 娶妻習俗の機能

從来法制上も認められた妾を法制上では認めない方針が明治初期に確立し、戸籍事務を通

してその方針の徹底が図られたことが、習俗となっていた娶妾制度を廃滅に向かわせる最初の衝撃であった。ついで明治30年頃、皇族の妾にかかる政府の新方針が明確にされたことが第2弾となって、華族社会の娶妾習俗が壊滅的な打撃を受けたようである。かくて、明治後期以降、娶妾は良俗に反する逸脱行動とみなされ、あえてこれを行う者は家族と世間の目を避けて行うしかなくなった。

娶妾制度の廃滅は、前記のように政府主導によって実現した。政府を廃妾に駆り立てたものは、娶妾習俗にたいするキリスト教信徒や西洋の人権思想の影響を受けた識者からの攻撃よりも、娶妾を許容しつづけていたのでは、当時の最大の外交課題であった条約改正実現の支障となり、改正実現後は西洋諸国と対等の交際を求める妨げになるという、政治上外交上の理由であった〔慶應義塾1961：543〕。娶妾の習俗が西洋列強との交際の刺となった根本には、西洋の信仰や思想が娶妾を乱倫背徳とみなしたこと以上に、正妻の子に準じた庶子の公的な取り扱いにたいする欧米列強の嫌悪感があった。

娶妾の習俗廃滅へのインパクトが上（政府）から、外（列強）から来たということは、この習俗の基盤が国内の民間にあって廃滅に抵抗したこと示している。民間に存した習俗の基盤とは、娶妾習俗の機能であり、その意義にほかならない。では、娶妾習俗の機能をどこに求めうるのだろうか。

將軍および大名について彼らの家と親族の制度を論じた大石慎三郎は、彼らがかかえた数多くの妾は、個人的な放縱や好色の所産というより、後嗣を確保して家を保つという、当時の社会制度の要請に応じるものであったと想定する。そして、後嗣を確保するために妾を必要とした要因として、①不妊の原因を主に女性側に求める当時の観念から、無子の危険分散を図ったこと、②a彼らの妻が深窓の育ちゆえ体質が虚弱で、子どもを産めないか、産めたとしても弱くて育ちきれず、また②b上流社会の女性が顔・首から胸まで厚く塗った白粉が鉛を含み、授乳によって子どもの体内に入った鉛毒で子どもが早世したため、多人数の子どもを産んでおく必要があったことを挙げ、ほかに③江戸期の参勤交代制と妻子在府制により國元に妾を置くことになったという、直接には後嗣確保と結びつかない政治的要因を附記している〔大石1998：7～8〕。

後嗣を確保するためには養子縁組という便法があったが、養子をとるにせよ幕府側も大名側も、藩祖の血統を伝えるなるべく近い男系の血族にこれを求めたから、各世代で後嗣たりうる男子を確保するばかりでなく、後嗣に恵まれない一族の家には控えを提供できる相互保障の余裕をもてるよう、努める必要があったことには変わりがない。そこで、大石の説くように、①不妊の危険に備え、かつ②早世の危険に備えて、何人もの男子をもつために妾を置いた、ということができる。放縱や好色から妾をもつた場合でも、後嗣確保の名目が男性の行為を正当化したことはいうまでもない。

大石が論じた江戸時代から、本稿の舞台である明治初期に立ち戻って、妻妾並び立つ事例を観察すると、妻の妊娠力（および妻が産んだ子女の生命力）が概して妾のそれよりも低いという印象を与えられ、前記の②aが正鶴を射た指摘ではないかと思わせられる。しかし、男性の寵愛が妻よりも妾に注がれるならば、妾はより多くの子女を産むこととなり、②aの指摘が妥当する場合と同じ帰結をもたらす。事実、男性が妾に愛情を傾け妻が疎外されたのではないかと思われる事例が、少なくないのである。深窓に育った妻たちの妊娠力・生命力が概して低く、不妊無子そして子女夭折の蓋然性が高いので、妾が必要であるというよりは、愛妾に阻まれて妻の妊娠力・生命力が発揮されないという、逆の因果関係が成立する側面がある。したがって、家の後嗣確保のために妾が必要という議論は一応成り立つとしても、その説得力は充分とはいえない。

後嗣確保のために男性が妻に準じた女性と性的に結合することが求められたという、家本位の見方を離れて、男性と妻妾との関係に目を移してみよう。冒頭でふれたように、男性にとって、娶妾には娶妻にない選択性・任意性・事態適合性があり、利便性とともに情緒性が大きい。妻は深窓にかしづかれて育っているため、おっとりと人はよくても気は利かず、また他人の気持ちを理解する感度も鈍いことだろう。太宰治の小説『斜陽』のヒロインかず子は、宮家とも縁づきのさる公家華族の、離婚経験のある30歳の女性であるが、戦時中の疎開の苦労などをへて、かつての自らを「ぼんやりの、のんき者ではあった」と評している〔太宰1950：72〕。「ぼんやりの、のんき者」では、気が利いて男性の気持ちの飲み込みの早い妾には遅れをとる。文献によって江戸期の妾の社会的地位を論じた阿形竜彰が、徳川將軍の妾は彼の気質から飲食衣服の嗜好などの瑣末に至るまで熟知し、巧みに彼の意向を迎えることができた、と記しているが〔阿形1930：74〕、それは明治初期の妾にも通じる特性であったに違いない。娶妻は家本位に行われるため、妻から情緒的満足をえがたいことがあり、それだけ男性は情緒的満足のために妾に依存することとなる。男性が妻から得られない性的情緒的満足を妾からえていたとすれば、ここに娶妾の個人的機能を見出すことができる。

娶妾の家本位の機能は後嗣確保であるのにたいして、個人本位の機能は男性の性的情緒的満足である。個人本位の機能がしばしば男性の放縱・好色と不可分の形で追求されたことは争いえないところであるが、後嗣確保に止まらない個人的機能のゆえに、娶妾習俗が根強く保持されてきたといえよう。ただし、このようにみると、生きながら飾り雛にされる妻の性的情緒的欲求不満、いな妻の人間性無視を、不間に付する男性本位の見方であることはいうまでもない。

(2) 「腹は借りもの」

西洋の有配偶貴族にも特定の女性を愛人とする例が多かったのに、西洋人が日本の娶妾習

俗を目して野蛮の風習と非難したのは、愛人の産んだ子に貴族の子の資格を与えない西洋の慣習にたいして、日本では庶子も子とみて嫡出子に亜ぐ地位と権利を認めたためである。西洋の慣習は一夫一妻制monogamyと適合的であるが、日本の慣習は一夫多妻制polygamyと通底し、一夫一妻制とは矛盾する。そこが問題となった。

日本の慣習はpolygamyといつても、複数の妻というよりは、一妻のほかに複数の妾を認めるもので、妻と妾の間には歴然たる身分差があった。妻と妾との身分差を認めながら、庶子を嫡出子に劣るとはいえた同一の身分としたことが、西洋人の理解を絶するところであった。彼らは理解を絶するので野蛮の風と軽蔑したが、なぜ同じレベルに扱ったかが説明できれば、野蛮の風ではなく日本の文化的特性ということになる。

ここで参考になるのは、「腹は借りもの」という諺、およびそこに託された観念である。出生の因は男性の胤であり、これを宿して産む腹は縁に過ぎない。種子（胤）と苗床（腹）の関係である。だから、本腹（妻）も脇腹（妾）も、男性からみれば借りものであって、脇腹の子も本腹の子に準じて、男性の社会的地位にふさわしく定位されてしかるべきであった[リプラ1995：567]。

庶子を嫡出子に準じて扱う慣習は、このような子ども観に根ざすものであろう。家系図の表示形式も、家の系譜の記録を第一義とするということに加えて、この子ども観を背後に想定すれば分かりやすい。また、腹は借りものとの観念に立てば、後嗣の確保のために妻だけに依存する必要もない。そこで、娶妾するかしないかは、そのための資源があるかないか、それが好都合であるかどうかの問題に帰着し、かくて男性本位の社会においては娶妾が習俗となった、と推定することができよう。

子の原因をもっぱら男性の胤に求めることは、生殖にかんする科学的情報の致命的欠如ゆえの妄説と断じうる。しかし、17世紀に女性の卵巣内に卵子が発見されて生殖の科学的知識がえられ、日本の貴族社会は早期にこの情報に接したと推測されるにもかかわらず、父が子の胤であるという、記紀の「物実」ものぎね「物根」ものだねの観念をも連想させる観念が排除されるに至らなかったことは、知識社会学的にも興味深いところである。

(3)娶妾を機能的必須要件とした社会

さきに述べた家本位の娶妾機能と、男性にとっての個人本位の機能との両者に通底するものは、冒頭でふれた婚姻制度にたいする補完機能である。では、婚姻制度を補完するものとしての娶妾を必須としたのは、どのような構造的特色をもった社会なのであろうか。この設問にたいして、家本位・男性本位の社会、女性の人間性蔑視が基本的価値観の一部をなす社会といったのでは、全く不十分である。

結論を先取りしていえば、將軍家を冠とする巨大イエ、天皇家や大名家を冠とする大イエ

が社会構造の骨格を形成した近世封建社会が、その維持のための機能的要件として、婚姻制度を補完する娶妾の習俗を必須とした。しかるに、慶応3～明治2年（1867～1869）の間に起きた大政奉還から戊辰戦争終結に至る政治的大変革によって巨大イエが崩壊し、明治2～4年（1869～1871）に起きた版籍奉還から廢藩置県に至る政治的大改編によって諸大名の大イエが解体した。娶妾習俗を機能的必須要件とした巨大イエ・大イエの崩壊が、法制上の娶妾否認に先行し、かつ明治30年頃以降の娶妾習俗の急速な消滅の地均しを果たしたのであった。巨大イエ・大イエがいかなる意味において娶妾習俗を必須の機能的要件としたかについては、すでに随所で言及したが、大イエ天皇家の内部に成立した公家社会の娶妾とあわせてなお改めて論ずる必要がある。さらに、新たに巨大イエの冠となる天皇家がなぜ娶妾を排除することになるかについても、さきにふれたところを掘下げて論じなければならない。これらの点は、大イエの解体を論ずる予定の別稿その他で詳しく考察することとした。

（1998.6.28）

註

- (1) 娶妾は蓄妾と同義である。ただし、『萬朝報』連載の「弊風一斑 蓄妾の実例」の文章から強く印象づけられるように、蓄妾には妾をもつことを非難する語氣があり、蓄妾は畜生のすることと言わんばかりの否定的排斥的態度が含意されている。これに共感する人士も少なくないことだろう。しかし、妾をもつことをある時代の習俗とみなす本稿は、できるだけ価値判断から自由になるために、あえて娶妾という語を採用した。娶妾にたいして妻をもつことは娶妻であり、娶妻と娶妾の双方を合わせて娶嫁と呼ぶこととする。いずれも筆者の新造語ではなく中国の古文献に見える語句であるが、意味は新たに確定したものである。なお、娶妾の語は明治9年1月14日司法省指令の見出しにある。
- (2) 妾を自分で選べないこともあった。例えば、幕末の肥前藩主鍋島直正（1814～1871）の場合である。彼が始め自分で選んで「御通女中」（侍妾）としたのは山本土岐允の娘およもで、彼女は一女を産んだが、正室（将軍家斎娘盛姫）が子を産めないと推測がついた後、継嗣を擧げるために門閥の娘を「御通女中」とすることに重臣たちが決め、国老鍋島周防茂慶の娘お浜を納めた。期待どおり、その腹から継嗣たる男子が出生した〔中野1920：292〕。娶妾の選択可能性もまた、家の要請の制約下に置かれたことが分かる。制約が弱い場合と強い場合があつただけのことである。
- (3) このような妾のメリットに照らして読めば、『女大学』の「七去」の第二と第四はよりリアルに理解されよう。「二には子なき女は去るべし。是れ妻を娶るは子孫相続の為なれば也。（中略）或は妾に子あらば妻に子なくとも去に及ばず。（中略）四には、恪気深ければ去る。」
- (4) 中世前期武士団の「縁者」世界についての鈴木国弘の考察が参考になる〔鈴木1998：34～40〕。
- (5) この点について福澤諭吉は、「女子の妾奉公は男子の仕官に異ならずして、或は之を女子の青雲に志す者と云ふも可なり。」〔慶応義塾1959：573〕とコメントしている。
- (6) 徳富蘆花（1868～1927）の子供時代、じたがって明治初年頃、県の役人をしていた父には、母の身体が弱い為に時々妾が居て、同居することもあった。それは「妾と云ふ事が不思議でも何でもない時代」であったという〔徳富1929：50、164〕。習俗としての娶妾は、決して華族階級に限

らなかったのである。

- (7) 明治13年9月20日の『朝日新聞』は、参議大木喬任が「何思はれけん」愛妾二人に急に暇を出したと報じている〔朝日新聞社1979:5〕。元老院での廃妾案議決および前司法卿という地位と関連のある出来事と推測されよう。ただし、黒岩による伊藤と大木の妻妾暴露は明治31年のことであるから、「蓄妾の実例」の記事は本文の参考情報にすぎないことをことわっておきたい。
- (8) 明治13年末から15年にかけて、華族会館ではたびたび刑法の講義を開設している〔松平1934:541, 544〕。「妾」に関する法律問題が講義の主要なテーマ（の一つ）であったことだろう。
- (9) 日露戦争が終わった年に作られて流行した「社会党ラッパ節」の1節に、
 華族の妾のかんざしにピカピカ光るは何ですえ ダイヤモンドかちがいます
 可愛い百姓の油汗 トコトット [見田1978:138]
 とあり、当時の民衆が描いた華族のステロ型は妻妾とかかわるものであったことを示している。
- (10) 武家華族はその全数を観察対象とすることができたが、公家華族は京都・奈良等在住の65家が4冊の「戸籍草稿」には記載されていないため、総数の62%を対象としたにとどまる。爵別にいえば、公爵100%, 侯爵89%, 伯爵68%, 子爵59%, 男爵48%となり、高格華族ほど代表率が高い。
- (11) 括弧内の注記は、三島通庸文書（国立国会図書館所蔵）ハ7冊133～4頁から取った。
- (12) 五爵の階層区分について、本稿では公侯伯・子男のほかに公侯・伯・子男の3群設定も試みている（表5）。「公侯爵と伯子爵はちょっと段が違う」〔金沢1968:274〕という大名華族（侯）の証言があることに留意してのことである。
- (13) 江戸時代の大名の妻は、30歳を越せば健康状態のいかんを問わず「お褥下がり」といって夫と寝所を共にすることを辞退し、自分の侍女のなかから身代わりを推薦する慣行があったという〔岩井1998:166〕。この真偽は定かではないが、性生活に変化を求める男性から支持されて、このような慣行が多くれ少なかれ実践されたとすれば、嫡系男性とその妻に侍女がある階級（のちの華族身分）で、30歳代以降娶妾が本格化することは当然の帰結となろう。
- (14) 「戸籍草稿」では、西園寺公望は32歳になっているが、妻も妾もなく、養子と二人だけの戸籍であった。後年、妾をもったが妻は生涯娶らなかった。西園寺家は代々琵琶の家で弁才天が守護神だから夫人を迎えないのだと子細らしく言う人もいたが、これは公望自身の否定するところであった。このことを書き留めた彼の嫡孫・西園寺公一は、フランス帰りの自由主義者として自由な恋愛を求め、自由な恋愛は花柳の巷にしか求めえない時代であったので、若い売っ子芸妓を妾としたのであろう、と推測している〔西園寺1951:124～127〕。しかし、妻代わりに妾を娶ることを認める公家社会の習俗に支えられなければ、生涯妾のみの公望のライフスタイルが達成されたかったのではないだろうか。
- (15) 唯一の例外は徳川昭武（侯）26歳の生母（齊昭妾）45歳であって、「戸籍草稿」に東京府華族萬里小路建房（伯）女と記載されている。しかし、「十一年七月二十四日御届改正願済」と朱書した注記があり、「京都府士族仁科故周良長女」の墨書き文字を消した上での訂正であるところをみれば、生家はやはり士族、しかも京都の士族であった。当主生母の対社会的地位を相応なレベルに高めるために、何らかの縁を頼りに水戸徳川家から萬里小路家に依頼してその養女にしてもらったのであろう。なお、徳川齊昭には彼の子女を産んだ妾が9人おり、そのうち3人まで公家の娘として、萬里小路のほかに柳原隆光（伯）・高丘永季（子）の名を挙げる説があるが〔三田村1997:342〕、3家の系譜を点検しても齊昭の妾となった娘の存在を確認することができない。

明治初期、武家華族有馬家（伯）には加寿山という老女がいた。彼女は有馬頼咸妻韶子が有栖川宮家から縁づいた時に付いてきた侍女で、元来公家華族六条家（子）の娘であったといふ〔有馬1953:17〕。宮家には公家の子女が仕えており、姫宮の縁組のさい隨従することがあったのである。また、東京・染井靈園の水戸徳川家墓所にある「松平夫人柳原氏」の墓碑に、有栖川宮出の

齊昭妻吉子が京都から江戸に帰るさい、数え年15歳の柳原隆光（上記）の娘を従者に加えたのが、後に齊昭の侍妾になったと刻まれている。宮廷と関係の深い高格大名には、やはり公家出の妾がいたことになる。

(16) 肥前鍋島家の分家（子）の当主が京都で17歳の美貌の町娘を見染め、妾にして国元に連れ帰ろうとした話 [小川1910] や、肥前平戸の松浦家（伯）の愛妾が大阪府平民の出であったことなど、その例である。「戸籍草稿」にも東京府平民出身の妾の例が多い。そのなかに芸妓出身がいたことであろう。

(17) 光澤には後段記載のほか天保3年に生まれて翌年夭折した女子があり、その母は家女房村田登子という [明如上人伝記編纂所1927：8]。雑髪を仰せ付けられた女中の筆頭大淀とは、登子のことかもしれない。

(18) 因幡池田家の菩提寺であった鳥取興禪寺（黄檗宗）には、藩主・夫人・子女の位牌に加えて、藩主生母の位牌も祀られていた [鳥取県立博物館1990：629～631]。また、鍋島家の菩提寺であった佐賀高傳寺（曹洞宗）の鍋島家墓所の旧藩主生母の墓碑は、彼女らが正妻に準じて待遇されたことを示している。

明治になって生母たる妾の「格直り」が早まったのかもしれない。平戸松浦家では、世子が元服し叙位せられたので、明治9年12月30日、世子の生母である当主妾を老女の上席に進め、家籍に編入した [松浦1930：180]。したがって、「戸籍草稿」にその名が掲げられている。彼女は主人没後9年の大正6年6月に死去し、染井靈園の松浦家墓所に末席ではあるが家族の一員として葬られた。

松江松平家の「戸籍草稿」には、五男（庶子）とともにその生母である妾Aが記載されているが、五男は後に分家して生母もこれに伴われたようである。宗家は、養子として他家に入っていた三男（庶子）が復籍して十三代を継いだ。東京・護国寺の同家墓地の「松平家墓」には、十三代以降の当主夫妻等が合葬されており、十三代の生母Bも墓碑にその氏名を刻まれて家族扱いになっている。ただし、松平姓でないのは、妾は当主の生母でも戸籍に登載することができない時代に入っていたからであろう。他方、「戸籍草稿」記載の生母Aは、分家の墓に松平の姓を冠して葬られたものと思われる。

(19) 江戸初期のことであるが、二代将軍秀忠の娘和子13歳が後水尾天皇24歳の女御として入内する以前に、天皇が於四ノ局を寵愛して皇女を産ませた。幕府はこれを問題にして、和子の入内が決まっていたながら、天皇が他の女を近づけてそれに子を産ませるとは言語道断、と厳しく抗議した。朝廷側としては、天皇の私事への幕府の露骨な干渉を不快に思ひながら、やむなく天皇の側近を流罪や閉門謹慎などの厳重な処分に付して、幕府に陳謝した [大石1998：15]。この事件は幕府側の絶対的な優位のもとに、その強大な権力を朝廷側に思い知らせるために起きた特殊な事件であるが、婚約者が決まっているのに娶妾することは、「蓄妾制度の時代」 [同上：17] といわれる近世社会においても、婚約者の親族側に不快感を与える行為であったことを示唆している。

江戸初期と明治初期と時代は異なるにせよ、類似の事情にありながら枝子側が何らの反応も示していない。枝子の両親はすでになく、異母兄も本願寺の連枝として住職の支配下にあり、全く無力であったから、居ないも同然に扱われても、形だけの妻に甘んずる外なかつことであろう。若くとも義理ゆえに宛がわれた深窓育ちの妻より、自分好みで選んだ美しい容姿の、頭がよくて機転のきく妾に、身分の隔たりを超えて夫の愛情が傾くのを、抑止できる人はいなかつた。

(20) 藤が光尊没後は宗主生母として、光尊生母・蓮光院が与えられたような夫人同様の待遇を受けたのかどうか。昭和2年刊行の『明如上人傳』における光尊子女の記述には藤への言及が全くなく、知らない人が読めば4男3女悉く枝子所生であるかの印象を与えられるが、それは藤が厚遇されなかつた証拠とはいえない。思うに、大谷家内部では住職生母にふさわしい手厚い待遇を与

えられたにせよ、表向には住職は枝子の「実子」とされていたから、大谷家の私事である藤の処遇を一般社会に見える公共的な場面へ出すのを控えたのであろう。またそこに、妾をめぐる時代環境の大きな変化が投影されていたと考えなければならない。

- (2) 光尊は父光澤妻祥子の没後に生まれた庶子であり、光澤は再娶しなかったので、父の妻の「実子」となることによって嫡子となる道が閉ざされていた。その代わり、数え年8歳で父の養子光威の「養子嫡子」となることによって、本願寺大谷家の正嫡である資格をえた。その資格に基づいて、代々の恒例に従って直ちに家元九条家の猶子となり、社会的にも嫡子と認められることとなる。そして、3年後11歳で得度して正式に本願寺嗣法となったのである〔柱本1927：6；明如上人伝記編纂所1927：20～21, 26～27〕。

ところで、明治元年(1868)天皇家で猶子の制を廃したことから、この慣行が急速に廃れるなかで、摂家の猶子成を慣例とする家ではその取扱いに苦慮した。本願寺では、光瑞得度の後、猶子成の件に決着をつける協議が九条家との間でなされた結果、従前通りには執行しがたいので、得度後初めて九条家を訪問するさい祝盃を交わすことに決まり、明治20年3月26日、九条家の招きで光瑞が参上して、礼服などもなく平服のまま、当主と歓盃を交わした。それでも、大谷家から祝儀目録を贈り、翌日答礼の使いを出すなどの例は守られた、という〔柱本1927：18〕。

文 献

- 阿形龍彰、1930「妾の社会的地位」『社会学雑誌』75号、57～84。
 有馬頼寧、1953『七十年の回顧』創元社。
 朝日新聞社編、1979『朝日新聞100年の記事にみる ①恋愛と結婚』朝日新聞社。
 太宰 治、1950『斜陽』新潮社(新潮文庫)。
 福島正夫編、1962『「家」制度の研究』資料編II、東京大学出版会。
 柱本瑞俊編、1927『明如上人日記抄』前編、本願寺室内部。
 堀内 節編、1973『明治前期身分法大全』第1巻(婚姻法I)、中央大学出版部。
 石井研堂、1997『明治事物起源』I、筑摩書房(ちくま学芸文庫)。
 石井良助編、1954『明治文化史』2(法制編)、洋々社。
 石井良助、1961『続江戸時代漫筆』井上書房。
 石井良助、1974「明治初年の婚姻法」中川善之助ほか編『家族問題と家族法』II(結婚)、酒井書店、200～231。
 岩井 譲、1998「大名の良妻・悪妻」『別冊歴史読本』52号(徳川将軍家冠婚葬祭百科)、166～171。
 金沢 誠ほか編、1968『華族－明治日本の側面史－』講談社。
 霞会館華族家系大成編輯委員会編、1996a『平成新修旧華族家系大成』上巻、吉川弘文館。
 霞会館華族家系大成編輯委員会編、1996b『平成新修旧華族家系大成』下巻、吉川弘文館。
 慶応義塾編、1959『福澤諭吉全集』第五巻、岩波書店。
 慶応義塾編、1960『福澤諭吉全集』第八巻、岩波書店。
 慶応義塾編、1961『福澤諭吉全集』第十六巻、岩波書店。
 興正寺編、1927『葵山遺稿華園家乘』一、興正派興正寺。
 興正寺史料集刊行会編、1979『興殿諸記』下、同朋舎。
 黒岩涙香、1992『弊風一斑 蕁妾の実例』社会思想社(現代教養文庫)。
 松平直亮、1934『松平定安公傳』松平直亮。
 松浦伯爵家編修所編、1930『松浦詮伯傳』第二巻、松浦伯爵家編修所。
 見田宗介、1978『近代日本の心情の歴史－流行歌の社会心理史－』講談社学術文庫)。

- 三田村薦魚, 1997『大名生活の内秘』中央公論社（中公文庫）。
- 森岡清美, 1998「一歎功華族における妻と妾—男爵尾崎三良の場合ー」『淑徳大学社会学部研究紀要』32号, 107~129。
- 明知上人伝記編纂所, 1927『明知上人傳』臨時法要事務所。
- 中島慈応, 1911『真宗法脈史』法文館。
- 中野礼四郎編, 1920『鍋島直正公傳』第三編, 侯爵鍋島家編纂所。
- 小川煙村, 1910『維新情史 勤王芸者』日高有倫堂。
- 荻生徂来, 1987『政談』岩波書店（岩波文庫）。
- 大石慎三郎, 1998「將軍家と大名家の血族制度」『別冊歴史読本』52号（徳川將軍家冠婚葬祭百科）, 6~24。
- 尾崎三良, 1977『尾崎三良自叙略傳』中巻, 中央公論社。
- 尾崎三良, 1991『尾崎三良日記』中巻, 中央公論社。
- リブラ, スギヤマ・タキエ, 1995「母性に見る自然と文化の境界—近代日本の貴族層と母子関係ー」
- 脇田晴子・S. B. ハレー編『ジェンダーの日本史』下, 東京大学出版会, 543~584。
- 西園寺公一, 1951『貴族の退場』文芸春秋新社。
- 閑屋綾子, 1981『一本の桜の木—淀橋の家の人々』日本基督教団出版局。
- 篠塚英子, 1995『女性と家族—近代化の実像ー』(20世紀の日本⑧), 読売新聞社。
- 外岡茂十郎, 1967『明治前期家族法資料』第1巻第2冊, 早稲田大学。
- 外岡茂十郎, 1968『明治前期家族法資料』第2巻第1冊, 早稲田大学。
- 外岡茂十郎, 1969『明治前期家族法資料』第2巻第2冊上, 早稲田大学。
- 外岡茂十郎, 1970『明治前期家族法資料』第2巻第2冊下, 早稲田大学。
- 鈴木国弘, 1998「日本中世のオヤ・コ研究の現状と若干の問題点」『比較家族史研究』12号, 28~46。
- 高柳真三, 1936「妾の消滅」『法学新報』46巻9号, 1~30。
- 手塚 豊, 1957「元老院の'妾'論議」『法学セミナー』No15, 42~43。
- 徳富健二郎・徳富あい, 1929『富士』1巻（蘆花全集60巻）, 蘆花全集刊行会。
- 鳥取県立博物館編, 1990『贈從一位池田慶徳公御伝記』5, 鳥取県立博物館。
- 鶴巻孝雄編, 1996『明治建白書集成』第5巻, 筑摩書房。
- 上原芳太郎, 1935『光顔院籌子夫人』興教書院。
- 『古事記』, 岩波文庫（幸田成友校訂）。
- 『日本書紀』上巻, 岩波文庫（黒板勝美編）。
- 「伊藤公雜纂」宮内庁書陵部所蔵。
- 「華族戸籍草稿」（明治11年4月調）全4冊, 宮内庁書陵部所蔵。
- 「華族統計」（明治21年・22年分）, 総務庁統計局図書館所蔵。
- 「在京華族親族報告書」（明治10年1月提出）全2冊, 宮内庁書陵部所蔵。

Concubinage Among Japanese Noble Families in the Early Meiji Period

Kiyomi MORIOKA

Concubines were once prevalent among wealthy Japanese men until around the turn of the present century. While they had some harmful impacts on marital relationships of the concerned, they supplied affectional gratification to their master-husbands, and played important roles, through their children, in succeeding to the family headship and related rights and obligations, and also in developing kin networks among better-off families. In other words, they performed a certain positive functions to the upper-class family system of Meiji Japan. Nevertheless, they have not been made a subject of any serious studies except legal investigations, probably because they were socially despised and men who kept them were condemned as immoral. A strong moral sanction began to be applied against the custom of concubinage only around the beginning of the 20th century under the impact of the western powers and thoughts.

In the present paper I treat the practice of concubinage among noble families where it exhibited positive functions so much that it was made almost a rule, in the early Meiji period when it was still a socially accepted and legally recognized custom, but was already placed under a critical examination.

First, I trace the shift of legal status of concubines from legitimacy in the old criminal law (1870) to illegitimacy in the new one (1880), introducing discussions pro and con among civil opinion leaders as well as governmental bureaucrats, and mentioning adjustments of the new law with related regulations and consequences of its enforcement in 1882.

Second, I examine quantitatively the actual state of concubines in this transitional period, drawing data from the Household Register of the Nobility edited in 1878-79. The 390 families recorded on the four volumes of the register include 105 imperial court nobles and 285 feudal lords, all being traditional nobles and resident in Tokyo. (The volume which recorded additional 65 court nobles living outside of Tokyo is missing. Thus, 62% of court nobles, as against 100% of feudal lords, are brought to enumeration.)

Third, I observe qualitatively the actual state of concubines,taking data from diaries and biographies of noble men who or whose sons kept concubines in this period. Due to shortage of relevant data, the two men I deal with here are neither court nobles nor feudal lords, but head priests of Buddhist sects characterized by the system of hereditary priesthood, the third category of the traditional nobility. In spite of the eccentricity of representation, the cases will afford usefull information to understand the common nature of concubinage among noble families in that period.

Finally, I discuss the function of concubinage, a basic premise lying behind the practice, and the nature of society which made the practice a functional prerequisite.